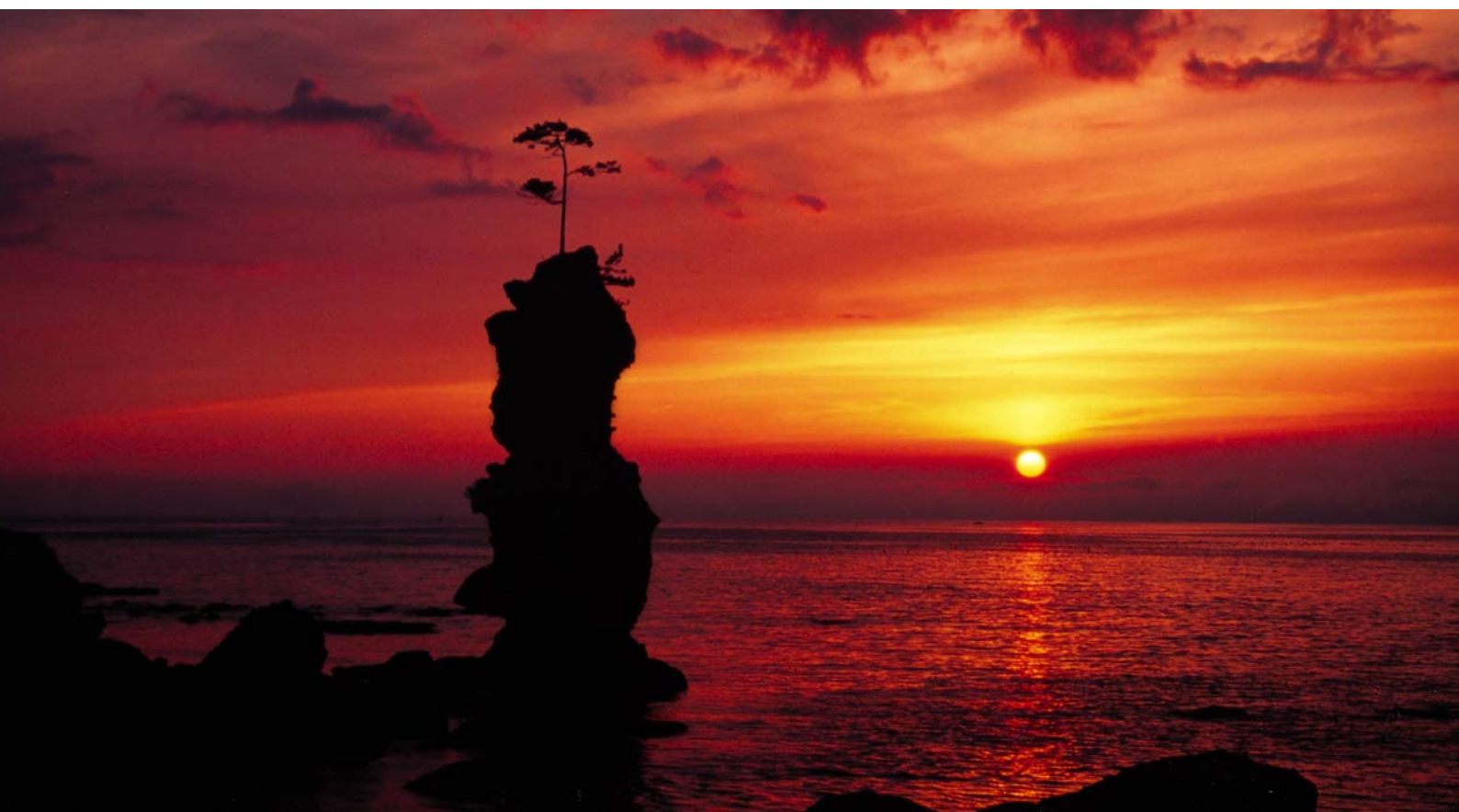


大田市景観計画



大田市

大田市景観計画

【目 次】

序 章. 計画の概要	1
序―1 策定の目的等	1
序―2 計画の構成	2
序―3 本市の景観特性	4
第1章. 景観計画の区域	13
第2章. 良好な景観の形成に関する方針	14
2―1 目標と基本的考え方	14
2―2 景観形成方針	16
第3章. 行為の制限に関する事項	38
3―1 普通地域	39
3―2 石見銀山保全地域	42
3―3 自然環境保全地域	46
第4章. 景観重要公共施設の整備に関する事項	53
第5章. 景観重要建造物の指定の方針	53
第6章. 景観重要樹木の指定の方針	53
第7章. 景観審議会の設置の方針	53
参考資料	54
参―1 景観条例（構成）	54
参―2 ふるさと島根の景観づくり条例	55
参―3 島根県屋外広告物条例	60
参―4 景観法（概要）	68

序 章. 計画の概要

序—1 策定の目的等

(1) 計画策定の背景と目的

大田市は、島根県の中央部で日本海に面しており、市内の 50%以上を山林が占めています。市内には石見銀山遺跡、歴史的町なみなどの貴重な歴史・文化資源や、国立公園三瓶山といった豊かな自然景観資源が残っています。

本市においては、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産の登録となり、石見銀山を中心とする文化的景観の意義が注目されています。これに伴い、来訪者が増え、メディアに取り上げるようになる中、これらの文化的景観を維持保全し、次の世代へ継承していくことが重要です。

また、景観的視点でみると、漁港及び港町の景観、農村の集落景観、祭り、イベントなどの市民の生活、生業が重要な要素となっており、市の景観を形作っている源になっています。これらの要素を活かし、地域文化の振興を図ることが、市民の景観づくりの意識向上、醸成に繋がります。

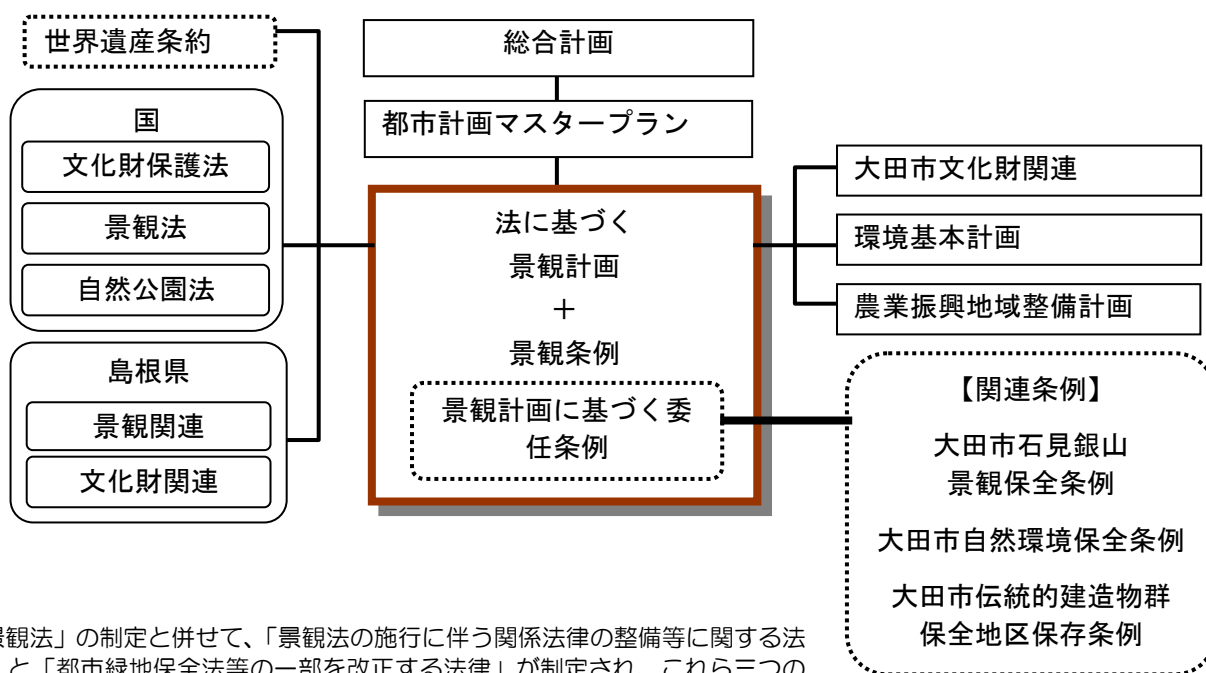
本計画は、市の景観特性を把握し、今後の市の景観づくりの方向性を示すとともに、景観法の制定に伴い、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を筆頭に、市の価値ある景観を法的に担保していくものです。

(2) 景観法とは

平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」が公表され、平成 16 年 6 月には「景観法」をはじめとした、いわゆる「景観緑三法※」が、国（国土交通省）から公布されました。これらを活用することにより、地方公共団体がそれぞれの地域の特性に応じた景観施策を、積極的に展開することができるようになるなど、国をあげて景観づくりのための体制づくりが進められています。

(3) 景観計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下の通りです。



※「景観法」の制定と併せて、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が制定され、これら三つの法律を総称して「景観緑三法」という。
この景観緑三法の一体的な効果によって、今後、全国各地で、美しい景観や豊かな緑の形成が進むことが期待される。

序—2 計画の構成

大田市景観計画は、景観法第8条に規定されている「景観計画」（良好な景観の形成に関する計画）として策定するものです。また、大田市、市民、事業者の協働による「景観まちづくり」を進めていくための基本的な計画になります。本計画には、「景観計画の区域」、「良好な景観の形成に関する方針」、「行為の制限に関する事項」等を定めます。

■図 1 景観計画の構成

第1章. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画の区域として大田市全域（436.11 km²）を定めています。

第2章. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

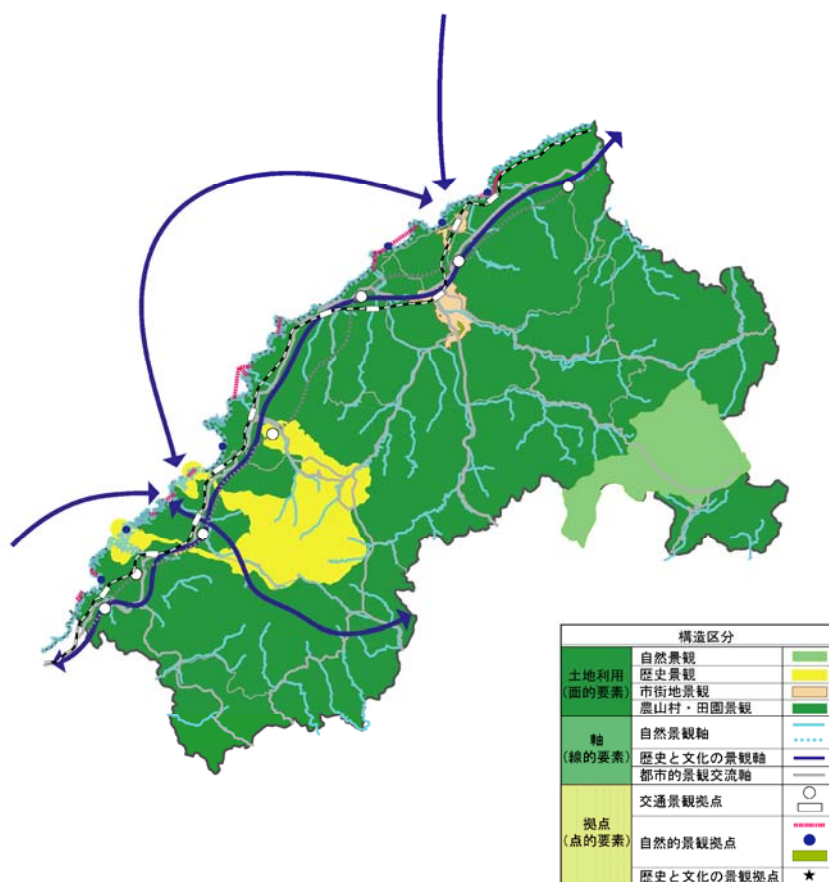
2-1 目標と基本的考え方

『歴史・文化・自然・産業による大田市独自のブランドを後世まで引き継ぐ』を目標に4つの景観形成の考え方を定めています。

2-2 景観形成方針

目標と4つの景観形成の考え方を実現するための方針として、構造別に方針を定めています。

『土地利用（面的要素）』、「軸（線的要素）」、「拠点（点的要素）」





第3章. 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

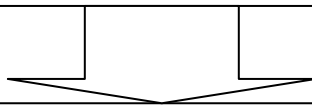
景観形成方針で掲げた構造別方針毎に行為の制限に関する事項を定めています。

- 3-1 土地利用に関する行為の制限
- 3-2 軸に関する行為の制限
- 3-3 拠点に関する行為の制限

		土地利用 (面的要素)				軸 (線的要素)			拠点 (点的要素)		
		①自然景観	②歴史景観	③市街地景観	④農山村・田園景観	①自然景観軸	②歴史と文化の景観軸	③都市的景観交流軸	①交通景観拠点	②自然的景観拠点	③歴史と文化の景観拠点
建築物・工作物の建設等	形態・意匠	—※1	△※2	○	○	○			○		
	色彩	—※1	△※2	○	○	○			○		
敷地・外溝		—※1	△※2	○	○	○			○		
緑化		—※1	△※2	○	○	—			—		
開発行為		—※1	△※2	○	○	—			—		

—※1：自然景観地域の中で、国立公園地域は自然公園法により保全されているため、景観計画においては、行為の制限を特に定めません。

△※2：文化財保護法による史跡指定地及び大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区と大田市温泉津伝統的建造物群保存地区以外のバッファゾーンの地域を景観計画における行為の制限の対象地域とします。



第3章の「行為の制限に関する事項」以外に景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要建築物・景観重要樹木・景観協議会の設置の方針について定めています。

第4章. 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

第5章. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

第6章. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

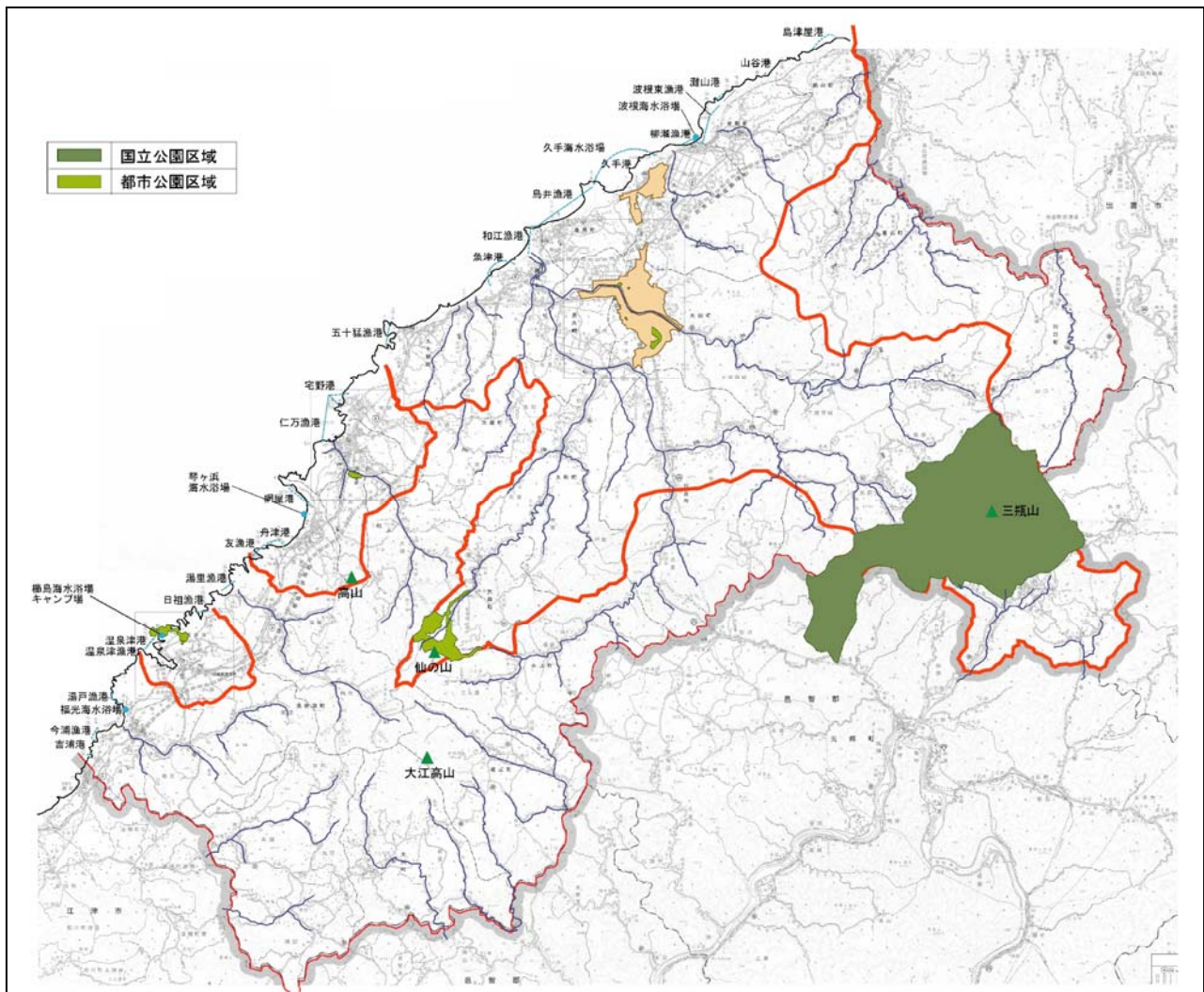
第7章. 景観協議会の設置の方針（法第15条関係）

序—3 本市の景観特性

(1) 自然的景観資源

大田市の景観のベースとなる、豊かな大自然や街中における拠点・軸となる自然資源。「鳴り砂」の浜として知られる琴ヶ浜海岸や国立公園三瓶山ではハイキングやスキーが楽しめます。また、ウスイロヒョウモンモドキやイズモコバイモなどの地域固有の希少な動植物も見られるなど、四季を通じて豊かな自然を感じることができる資源が多くあります。

区分		資源名					
海(5)	海水浴場、海岸	福光海水浴場 久手海水浴場	檜島海水浴場 波根海水浴場	琴ヶ浜海水浴場			
	県管理地方港湾	久手港	温泉津港	宅野港			
港湾(10)	市管理地方港湾	島津屋港 魚津港 舟津港	山谷港 吉浦港	灘山港 網屋港			
	県管理漁港	五十猛漁港 温泉津漁港	和江漁港	仁万漁港			
漁港(12)	市管理漁港	波根東漁港 友漁港 湯戸漁港	柳瀬漁港 湯里漁港 今浦漁港	島井漁港 日祖漁港			
山(3)		高山	大江高山	仙山			
河川(26)	江の川水系	都治川	中正路川	祖式川	早水川		
	神戸川水系	伊佐川	藤木川				
	田儀川水系	田儀川					
	波根川水系	波根川					
	大原川水系	大原川	江谷川				
	静間川水系	静間川	三瓶川	笹川	銀山川	安谷川	忍原川
	逢浜川水系	逢浜川					
	宅野川水系	宅野川					
	潮川水系	潮川	才田川	天河内川			
	塩郷川水系	塩郷川					
	湯里川水系	湯里川					
	小浜川水系	小浜川					
	福光川水系	福光川	箱坂川				
	国立公園	国立公園三瓶山					
公園(12)	都市公園	大田市民公園 仁摩健康公園 山崎公園 駅北公園	石見銀山公園 鳴滝公園 長久公園 温泉津公園	檜島公園 宮崎公園 駅前公園			



(2) 都市的景観資源

大田市を代表する景観資源や都市景観のランドマークとなる資源。また、文化を創造・発信する場であり、景観づくり活動の拠点となる資源。しまね景観賞受賞など、景観形成に良好な役割を果たすものが多いが、一方で老朽化による一部改善の余地のある資源もあります。

区分	施設名	
役所(1)	大田市役所	
支所(2)	温泉津支所、仁摩支所	
図書館(3)	大田市中央図書館、仁摩図書館、温泉津図書館	
公民館・まちづくりセンターなど	中央公民館	久手まちづくりセンター
	東部公民館	鳥井まちづくりセンター
	西部公民館	長久まちづくりセンター
	三瓶公民館	静間まちづくりセンター
	高山公民館	五十猛まちづくりセンター
	温泉津公民館	池田まちづくりセンター
	仁摩公民館	志学まちづくりセンター
	中央まちづくり支援センター	北三瓶まちづくりセンター
	東部まちづくり支援センター	北三瓶まちづくりセンター多根分館
	西部まちづくり支援センター	大森まちづくりセンター
	三瓶まちづくり支援センター	水上まちづくりセンター
	高山まちづくり支援センター	祖式まちづくりセンター
	温泉津まちづくり支援センター	大代まちづくりセンター
	仁摩まちづくり支援センター	温泉津まちづくりセンター
	大田まちづくりセンター	湯里まちづくりセンター
	川合まちづくりセンター	福波まちづくりセンター
	久利まちづくりセンター	井田まちづくりセンター
	大屋まちづくりセンター	仁万まちづくりセンター
	朝山まちづくりセンター	大国まちづくりセンター
	富山まちづくりセンター	宅野まちづくりセンター
	波根まちづくりセンター	馬路まちづくりセンター
文化施設	国立三瓶青少年交流の家	コミュニティよずくの里
	島根県立三瓶自然館・サヒメル	みそのヶ丘レストハウス
	三瓶小豆原埋没林公園	温泉津ふれあい館
	大森町並み交流センター	やきものの里 やきものの館
	おおたふれあい会館	温泉津ゆう・ゆう館
	大田市勤労青少年ホーム	温泉津コミュニティセンター
	大田市民会館	仁万コミュニティセンター
	サンレディー大田	仁摩ふれあい交流館
	石見銀山資料館	仁摩サンドミュージアム
	熊谷家住宅(重要文化財)	仁摩伝統芸能伝承館
	石見銀山世界遺産センター	仁摩文化振興会館
	水仙会館	

(3) 歴史・文化的景観資源

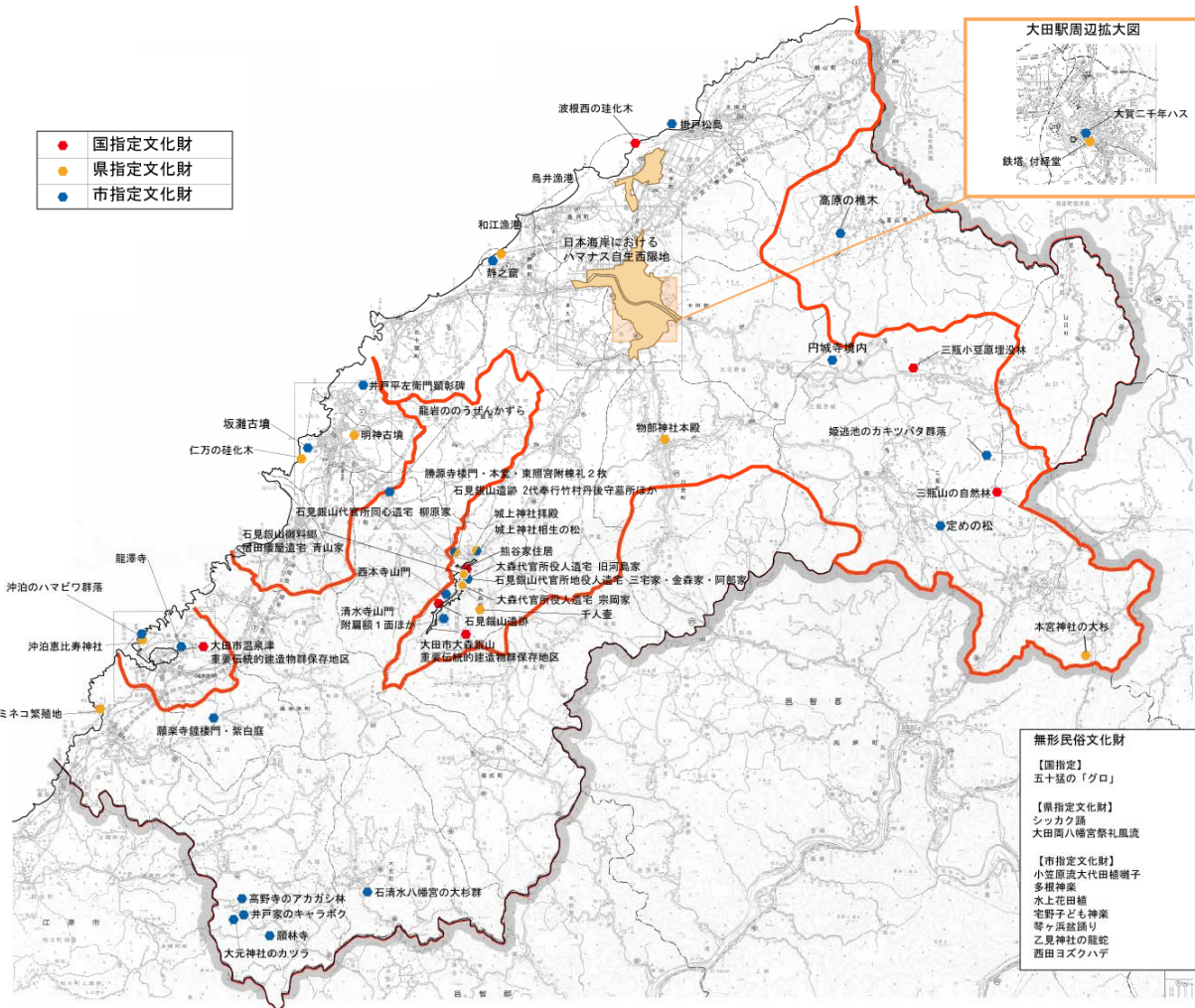
大田市の歴史・文化などを正確に伝える貴重な資源であり、今後も積極的に保存、次世代に継承及び積極的に公開・活用を行う資源。

特に、世界遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、大田市を代表する景観資源であり、周辺への波及効果なども期待される資源です。

指定区分	分類	文化財名称	
国指定文化財	無形民俗文化財	五十猛の「グロ」	
	建造物（重要文化財）	熊谷家住宅	
	史跡	石見銀山遺跡	
	天然記念物	波根西の珪化木 三瓶山自然林	松代鉱山の霞石産地 三瓶小豆原埋没林
	重要伝統的建造物群保存地区	大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区	
県指定文化財	建造物	鉄塔 付経堂 城上神社拝殿	物部神社本殿 沖泊恵比寿神社
	無形民俗文化財	シッカク踊	大田両八幡宮祭礼風流
	史跡	石見銀山御料郷宿田儀屋遺宅 青山家 石見銀山代官所地役人遺宅 三宅家 石見銀山代官所地役人遺宅 岡家 石見銀山代官所同心遺宅 柳原家 石見銀山御料郷宿泉屋遺宅 金森家 石見銀山遺跡 2代奉行竹村丹後守墓所ほか 石見銀山代官所地役人遺宅 阿部家 明神古墳	
	天然記念物	姫逃池のカキツバタ群落 本宮神社の大杉 日本海岸におけるハマナス自生西限地 仁万の珪化木 沖蛇島のウミネコ繁殖地 鬼村の鬼岩	
市指定文化財	建造物	清水寺山門 附 扁額1面ほか 勝源寺本堂 勝源寺東照宮 附 棟札2枚	勝源寺楼門 西本寺山門 願林寺鐘楼門
	無形民俗文化財	小笠原流大代田植囃子 水上花田植 琴ヶ浜盆踊り 西田ヨズクハデ	多根神楽 宅野子ども神楽 乙見神社の龍蛇
	史跡	千人壺 大森代官所地役人遺宅 宗岡家 大森代官所地役人遺宅 旧河島家 坂灘古墳	
	史跡及び名勝	円城寺境内 井戸平左衛門顕彰碑	
	名勝	掛戸松島 願楽寺紫白庭	
	天然記念物	定め松 石清水八幡宮の大杉群 大賀二千年ハス 龍岩ののうぜんかずら 高野寺のアカガシ林 井戸家のキャラボク	城上神社相生の松 静之窟 高原の椎木 大元神社のカツラ 沖泊のハマビワ群落

●	国指定文化財
●	県指定文化財
●	市指定文化財

大田駅周辺拡大図



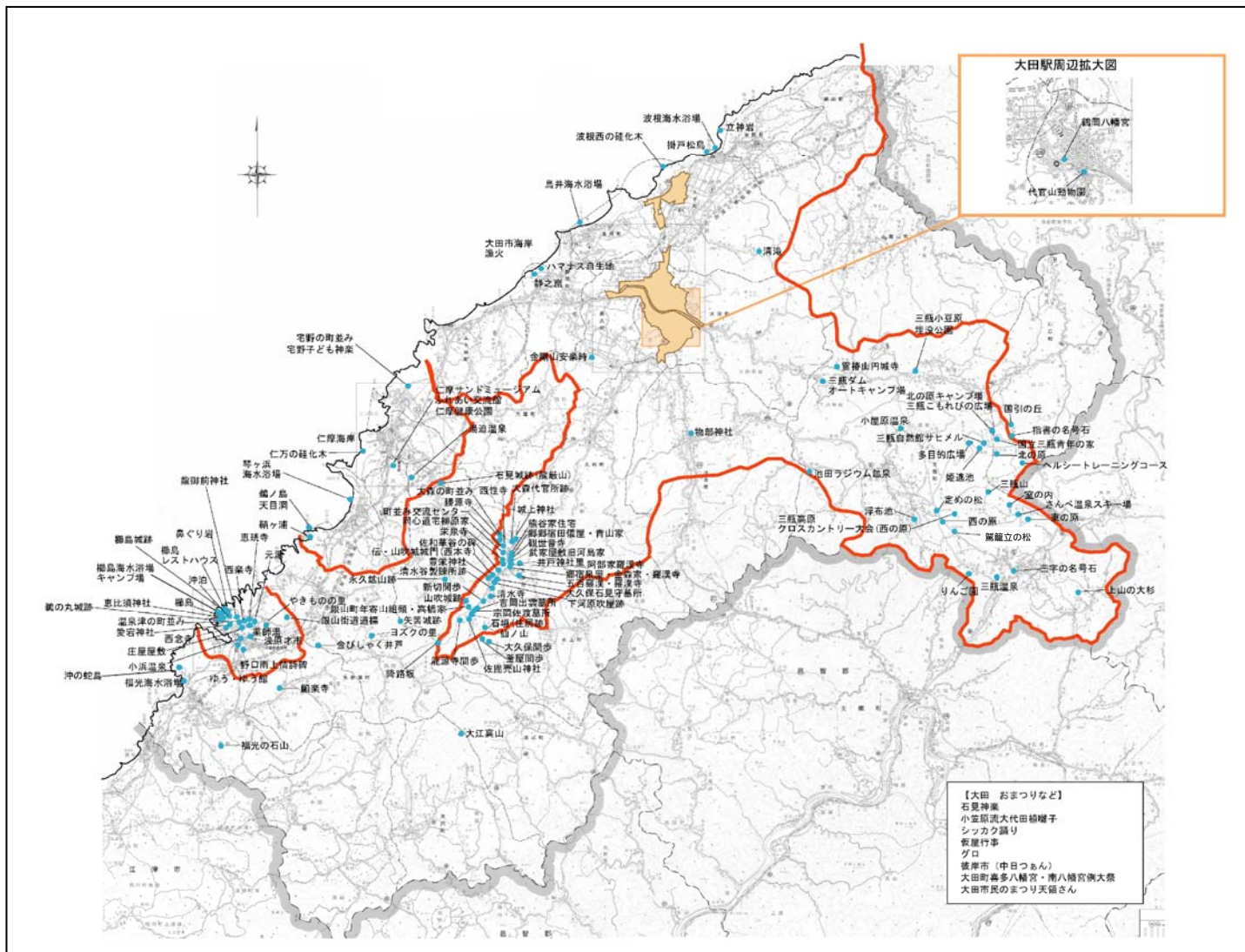
無形民俗文化財

- 【国指定】
五十猛の「グロ」
- 【県指定文化財】
シツカク踊
大田関八幡宮祭礼風流
- 【市指定文化財】
小笠原流大代田榎囃子
多根神楽
水上花田囃
宅野子ども神楽
琴ヶ浜鼓語り
乙見神社の龍蛇
西田ヨズクハデ

(4) 観光景観資源

大田市の歴史・文化・伝統を伝える資源、景勝地（すぐれた景観）などの豊かな景観資源。市外からの利用も想定される資源であり、大田市の歴史、文化、風景などを伝える貴重な資源です。仁摩サンドミュージアム、ふれあい交流館など、新しい景観をつくっている資源もあります。（出典：ハンディガイドブック 大田市観光 虎の巻）

地区区分	施設名			
大田 大田市海岸	大田市海岸 波根西の珪化木	漁火 仁万の珪化木	立神岩 ハマナス自生地	掛戸松島 静之窟
大田 三瓶山	国立公園 三瓶山 三瓶高原クロスカントリー大会（西の原） りんご園	三瓶山の四季 定めめの松 浮布池	三瓶山登山コース 駕籠立の松 三瓶温泉	西の原 元陸軍演習場 小屋原温泉
	池田ラジウム鉱泉 三瓶こもれびの広場	北の原 北の原キャンプ場	国立三瓶青年の家 姫逃池	三瓶自然館サヒメル 多目的広場
	ヘルシートレーリングコース さんべ温泉スキー場 三瓶小豆原理没林公園	国引の丘 室の内 三瓶ダム	指書の名号石 三字の名号石	東の原 本宮神社の大杉
大田 石見銀山	大森の町並み 熊谷家住宅 観世音寺 栄泉寺	城上神社 井戸神社 町並み交流センター（旧大森区裁判所） 阿部家	大森代官所跡、石見銀山資料館 郷宿田儀屋・青山家 武家屋敷旧河島家 郷宿泉屋・金森家	勝源寺 西性寺 同心遺宅柳原家 五百羅漢・羅漢寺
	佐和華谷の碑 豊栄神社 新切間歩 龍源寺間歩 仙ノ山（石銀地区）	大久保石見守墓所 清水谷精錬所跡 吉岡出雲墓所 石垣（住居跡） 大久保間歩	下河原吹屋跡 山吹城跡 宗岡佐渡墓所 降路坂 釜屋間歩	伝・山吹城城門（西本寺） 清水寺 銀山町年寄山組頭・高橋家 佐毘売山神社
大田 その他見所	清滝 物部神社	代官山動物園 霊椿山円城寺	鶴岡南八幡宮と鶴ヶ丘つつじ公園 大江高山	金剛山安楽寺
	石見神楽 グロ	小笠原流大代田植囃子 彼岸市（中日つあん）	シッカク踊り 大田町喜多八幡宮・南八幡宮例大祭	仮屋行事 大田市民のまつり天領さん
温泉津	温泉津の町並み 愛宕神社 龍澤寺 鼻ぐり岩 鶴の丸城跡 浅原才市 ヨズクの里 沖の蛇島	ゆう・ゆう館 龍御前神社 元湯 恵比寿神社 櫛島キャンプ場 やきものの里 矢筈城跡 矢滝城跡	庄屋屋敷 西楽寺 薬師湯 櫛島 櫛島レストハウス 願楽寺 福光の石山	西念寺 恵光寺 沖泊 櫛島城跡 野口雨情詩碑 金びしゃく井戸 福光海水浴場
仁摩	琴ヶ浜・琴ヶ浜海水浴場 石見城跡（龍巖山） 湯迫温泉 仁摩海岸	鞆ヶ浦 仁摩サンドミュージアム 天目洞	鶴島 ふれあい交流館 宅野の町並み	永久鉱山跡 仁摩健康公園 宅野子ども神楽

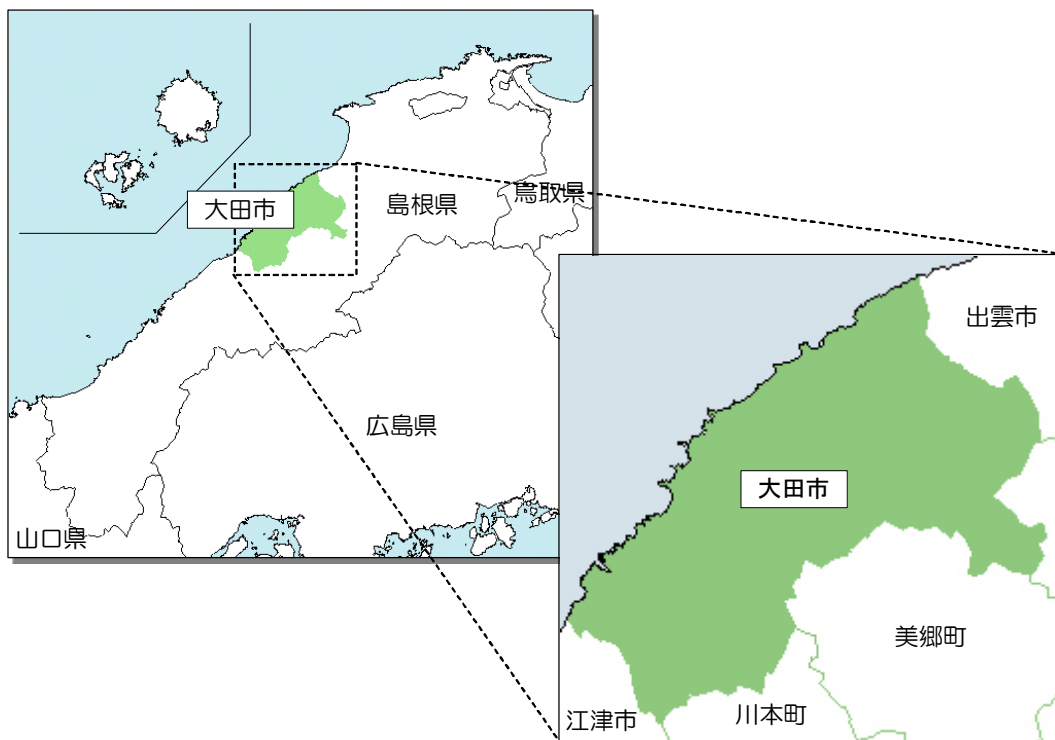


第 1 章. 景観計画の区域

(法第 8 条第 2 項第 1 号関係)

景観計画の区域は、大田市全域（436.11 km²）とします。

■図 2 景観計画の区域図



第2章. 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第2項第2号関係)

2-1 目標と基本的考え方

【目標】

石見銀山遺跡は、今も尚、産業活動の全体像が残っており、本市を語る上で欠かせない歴史・文化的財産です。世界遺産登録に伴い、世界に誇れる質の高い資産価値を、後世まで引き継いでいくことを目指します。

また、国立公園三瓶山や日本海と一体となった景勝地等の自然景観、指定文化財や左官職人による鰻絵などの地域独自の歴史・文化資源、農業・漁業・窯業などの産業活動による産業景観が大田市の素晴らしい景観を形作っています。これらのかげがえのない大田市独自の景観を地域ブランドとして、後世まで保全・再生・創造し、引き継いでいきます。



～大田市独自のブランド形成～

○象徴（symbol）：世界に誇る石見銀山の保全・活用



石見銀山遺跡では、多くの文化財指定がなされており、また、その周囲3,663haは市の石見銀山景観保全地域に指定されるなど、文化資源やそれを取りまく豊かな自然環境の保全・活用がなされています。今後は、世界遺産である「石見銀山遺跡とその文化的景観」を保全していくと伴に、これらの大きな意義を広く、後世に伝えていきます。

○誇り（status）：大田市が誇れるイメージづくり



本市には、国立公園三瓶山があり、一年を通して、夏はキャンプ、冬はスキーなど多くの方に親しまれています。三瓶小豆原埋没林公園の埋没林は学術的に大変貴重なものであり、大田市の誇れる資源です。また、市内には大田市海岸の掛戸松島や琴ヶ浜などの景勝地、温泉津のやきものの里など観光資源が多くあります。これらは、全国に誇れる大田市独自の景観であり、今後は本市のイメージを市外へ発信する取り組みを行います。

○愛着（strong attachment）：まちに対する誇りと愛着の育成



本市には、山間部の農業、日本海側の漁業、石州瓦や登り窯などの地域独自の産業など様々な産業活動が行われています。また、大田市には左官職人がその職人技をつかって蔵や家の壁面に作った鏝絵という独自の文化が残っています。これらの産業活動は人々の生活に密着しており、普段何気なく見過ごしてしまいがちであるが、日本の伝統的な棚田の風景や漁港の生業風景を作り出しているものです。今後は、このような身近な文化の継承とそれに伴う景観を維持し、まちに対する誇りと愛着を育成します。

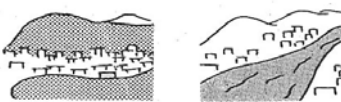
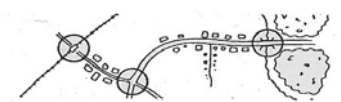
○推進体制（system）：市民・事業者・行政の協働体制



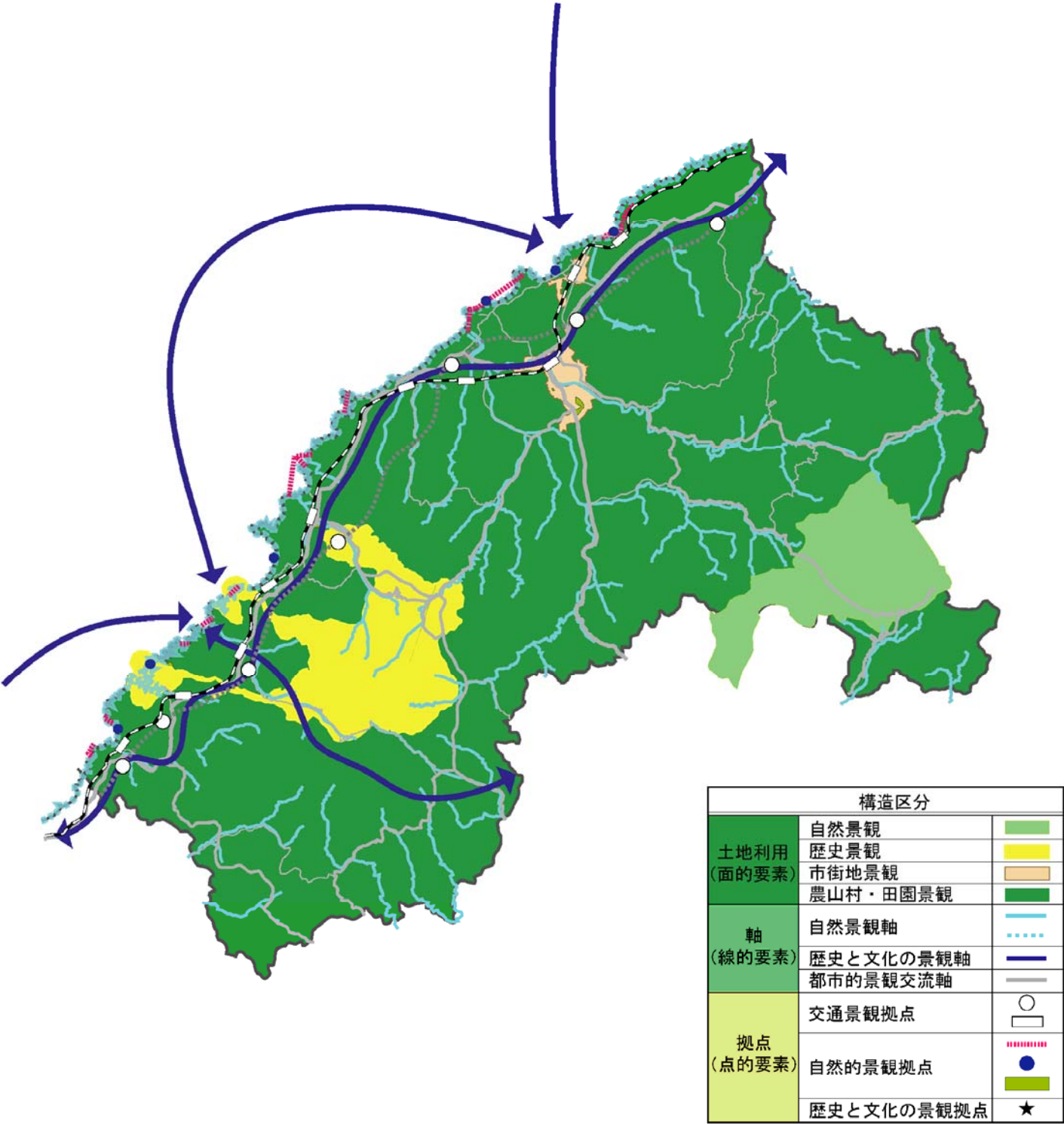
景観づくりは、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが必要であり、それぞれの主体が各自の役割を担って取り組む必要があります。市民は、まちづくりの主役であり、自分たちの生活するまちをより豊かにしていく必要があります。まちを生産や活動の場とする事業者は、まちづくりを担う一員としての自覚と責任ある行動が必要であり、行政は、市民主体の総合的なまちづくりを着実に展開していく必要があります。

2-2 景観形成方針

景観形成方針を、土地利用等の面的要素、道路・鉄道等の線的要素、公園・指定文化財等の点的要素に分けて位置づけます。

	要素	景観資源		自然系 景観資源	歴史・文化系 景観資源	都市系 景観資源	心象系 景観資源
		景観構造因子					
土地利用	面的要素	地域のまとまりとなる要素	地区・まとまり …ひとつの類似性やまとまりをもって広がり、周囲と異質な特色のある地区 	国立公園区域	歴史的集落等	用途地域指定	歴史的集落等
軸	線的要素	市民の日常生活の中での景観やまち並み	骨格・みちすじ …線的な骨格を形成する要素。「うつり変わり」、「見え隠れ」は、副次的なものとして捉える 	河川	歴史街道	高速道路 鉄道 骨格道路(国道・主要地方道)	
			境界・ふちどり …他の領域との境界を視覚的に意識させ、「景域」を限定する要素 	海岸線 山並み			
拠点	点的要素		結節点・出入口 …本市への出入口、都市と自然との出入口、骨格が交わる結節点 		漁港	IC 鉄道駅	
		焦点・めじるし …周囲と際立った形態や周囲と異質の形態を有し、地形の象徴、ランドマークとなっている要素 	海水浴場	指定文化財	市役所・支所 都市公園 主要文化施設	しまね景観賞	

■図 3 構造別方針図



(1) 土地利用（面的要素）

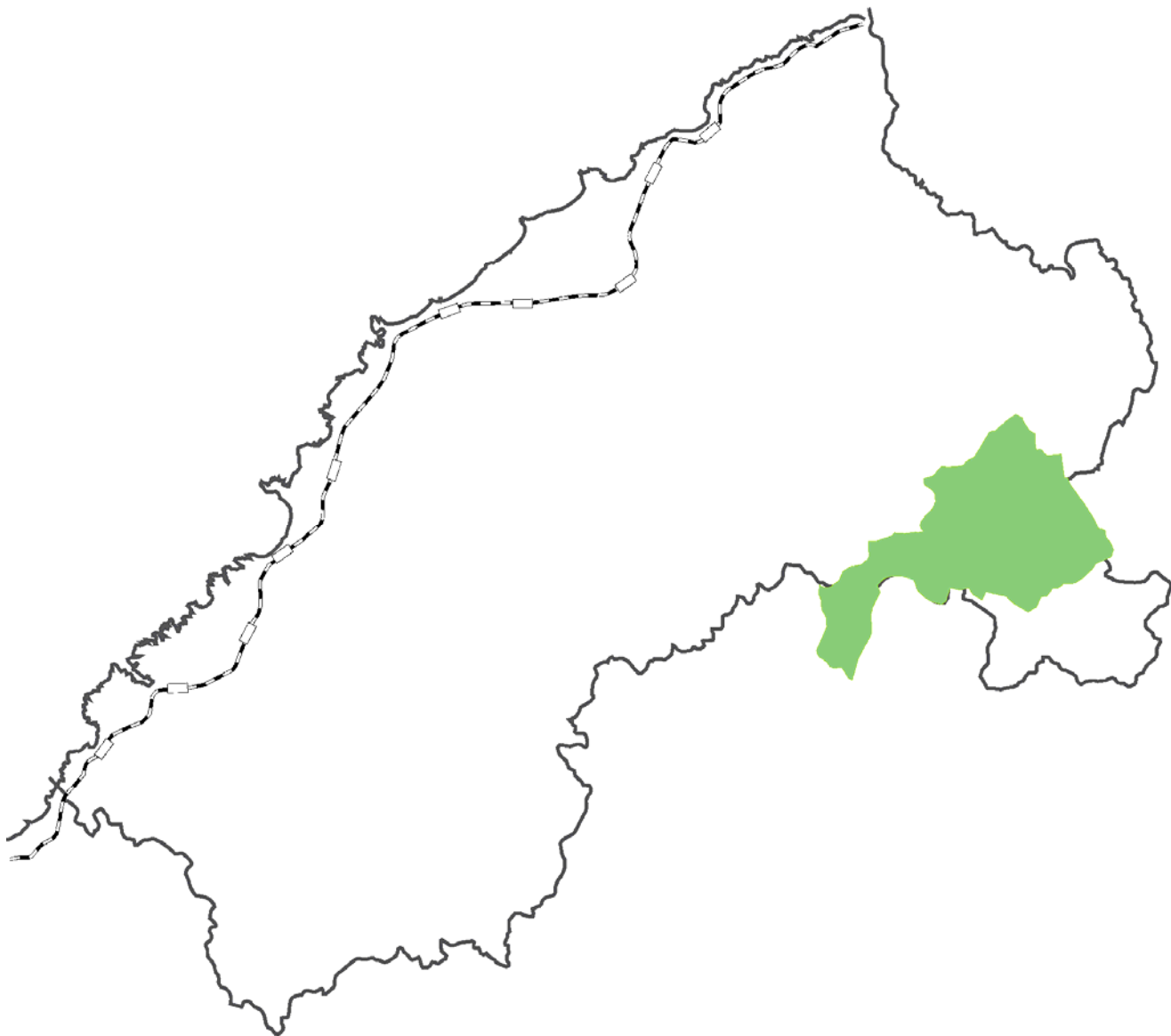
①自然景観

【現状】

- ・ 国立公園三瓶山は、変化に富んだ自然環境を有しており、四季を通じて多様な姿を見せるなど、市民の憩いの場になっています。
- ・ また、キャンプ場やスキー場が整備されており、クロスカントリー等、多様なレクリエーションイベントが開催されるなど、市民の身近なレクリエーションの場になっています。

想定対象区域：国立公園三瓶山

■ 図 4 指定対象区域図（自然景観）



【方針】

■方針① 量感あり四季が感じられる緑の保全

- ・ 三瓶山周辺は豊かな自然環境に恵まれ、四季が感じられる緑を積極的に保全します。

■方針② 眺望景観の保全・活用

- ・ 眺望を楽しめる場として整備し、案内板やサイン等の設置により保全・活用に対する市民や観光客の景観に対する意識啓発を図ります。

■方針③ 環境学習の実施等による情報発信

- ・ 市を代表する景観の拠点となる場として情報発信等の広報を図るとともに、イベントの開催など、市民が集う場づくり、自然環境などを学ぶ場として活用します。



三瓶ダムの景観



三瓶山での高原マラソン



放牧



高原での雪遊び

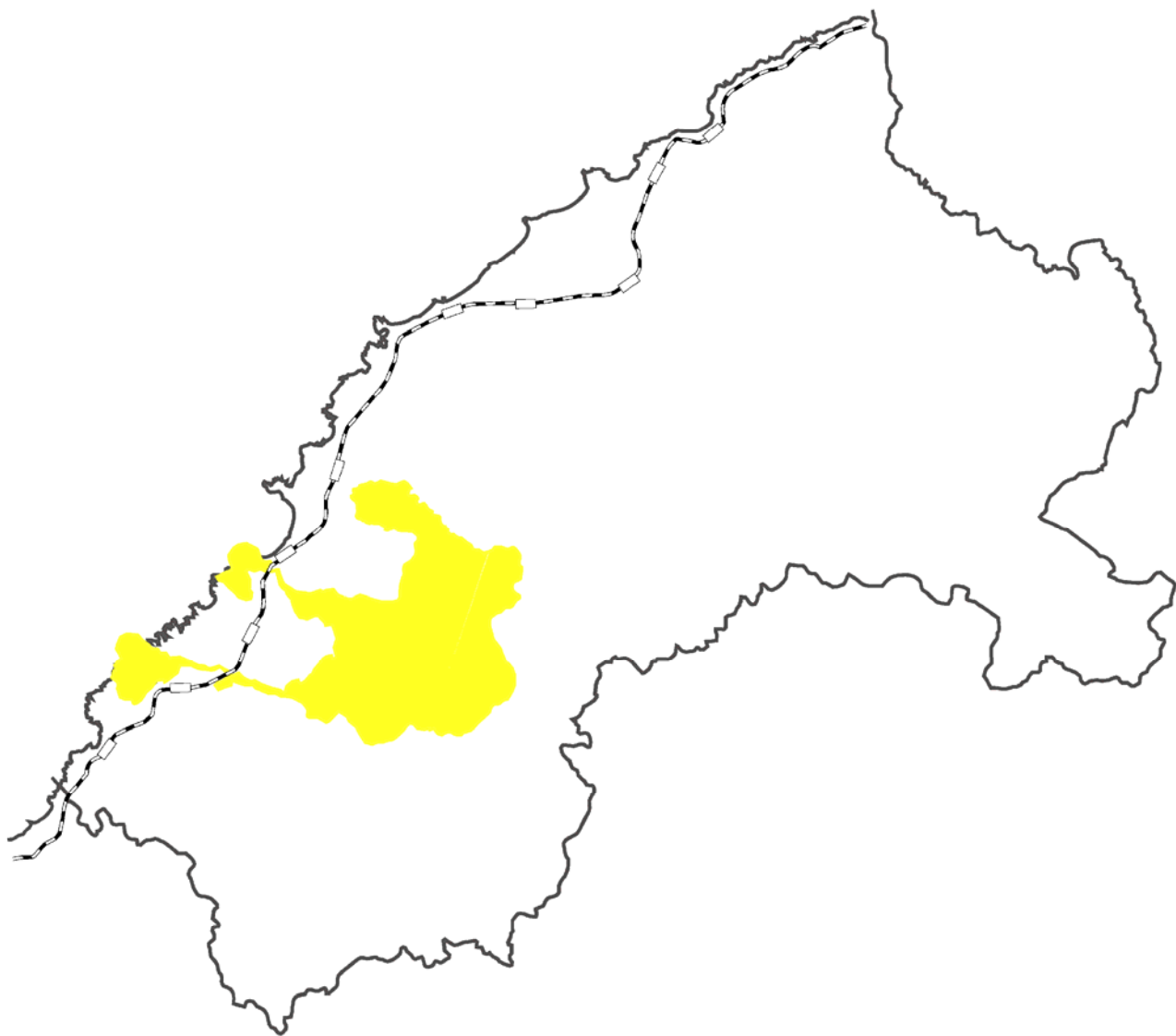
②歴史景観

【現状】

- ・ 世界遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、国内法（史跡・重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区の3種）で保護されている核心地域（コアゾーン）526ha と、その周囲には市条例に基づく石見銀山景観保全地域（バッファゾーン）3,137ha が指定されており、良好な環境が保全されています。
- ・ 世界的に有名になった石見銀山を中心に歴史的資源が多数残されています。
- ・ 大森地区や温泉津地区においては、重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、古くからの歴史が感じられる良好な景観が残されています。

想定対象区域：石見銀山保全条例区域

■ 図 5 指定対象区域図（歴史景観）



【方針】

■方針① 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区の拡大指定

- ・平成19年度に拡大した大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区のエリア162.7haについて、大森集落の町並みや周辺の自然環境も含めて、より一層、良好な歴史景観を保全します。

■方針② 景観地区・準景観地区の指定検討

- ・現在の石見銀山保全条例による指定を変更し、景観法による景観地区・準景観地区指定を検討します。



龍源寺間歩の入口



大森の町並み



五百羅漢



温泉津港の入り江



観光ガイド



温泉津の夜の街並み

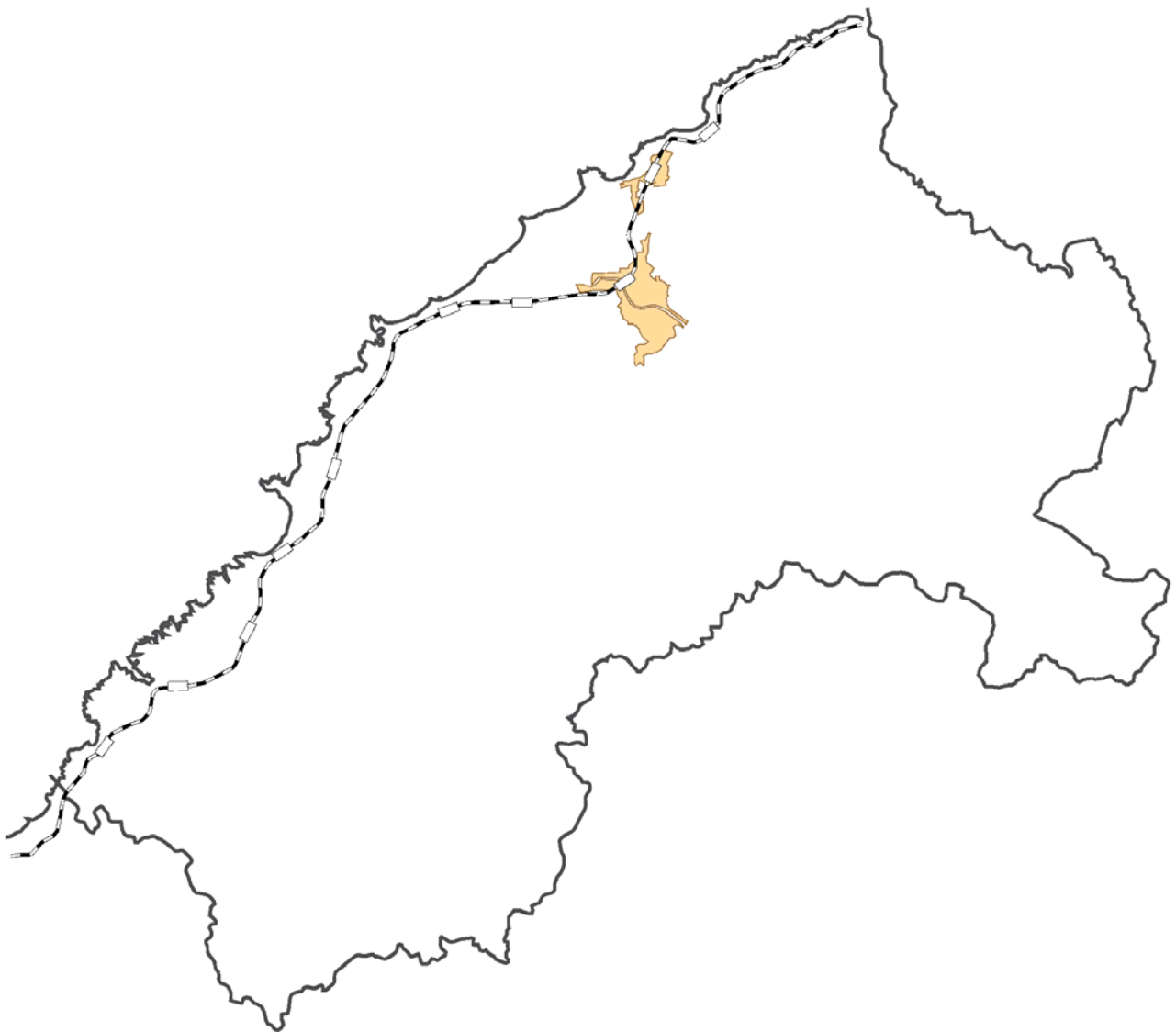
③市街地景観

【現状】

- ・ 山陰本線大田市駅を中心に用途地域指定がされており、大田市役所や大田市民会館、大田市立図書館等、行政の中核施設が整備されています。
- ・ 大田市駅周辺は土地区画整理事業と地区計画制度による計画的なまちづくりが進められており、良好な都市景観づくりが進められています。

想定対象区域：用途地域指定区域

■図 6 指定対象区域図（市街地景観）



【方針】

■方針① 建築物等の色彩やデザインの向上

- ・ 個性や工夫を基本としながらも、周辺環境との調和に配慮した色彩やデザインを奨励します。また、大規模建築物については、壁面、屋根等の位置やデザインの工夫による景観形成を誘導します。
- ・ 駐車場周囲や屋上、壁面緑化等、敷地内緑化を推進します。
- ・ 地区計画や景観地区指定、景観協定等、地域住民等同士のコミュニケーションに基づくルールづくりを支援します。

■方針② 店舗や工場・住宅地の景観的調和

- ・ 店舗や工場、屋外広告物等は、住宅や田園など周辺地域との調和に配慮したデザインや色彩を採用します。
- ・ 施設の周辺部については、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣など、敷地境界部における景観形成を推進します。

■方針③ 安全で快適な歩行者空間の確保

- ・ 主要な駅周辺地区などの電線類の地中化を進めます。
- ・ 案内板やサインの設置など、駅前と主要な施設、資源を結ぶネットワークづくりを進めます。
- ・ デザインを工夫したベンチや街灯等を設置します。



大田市市街地

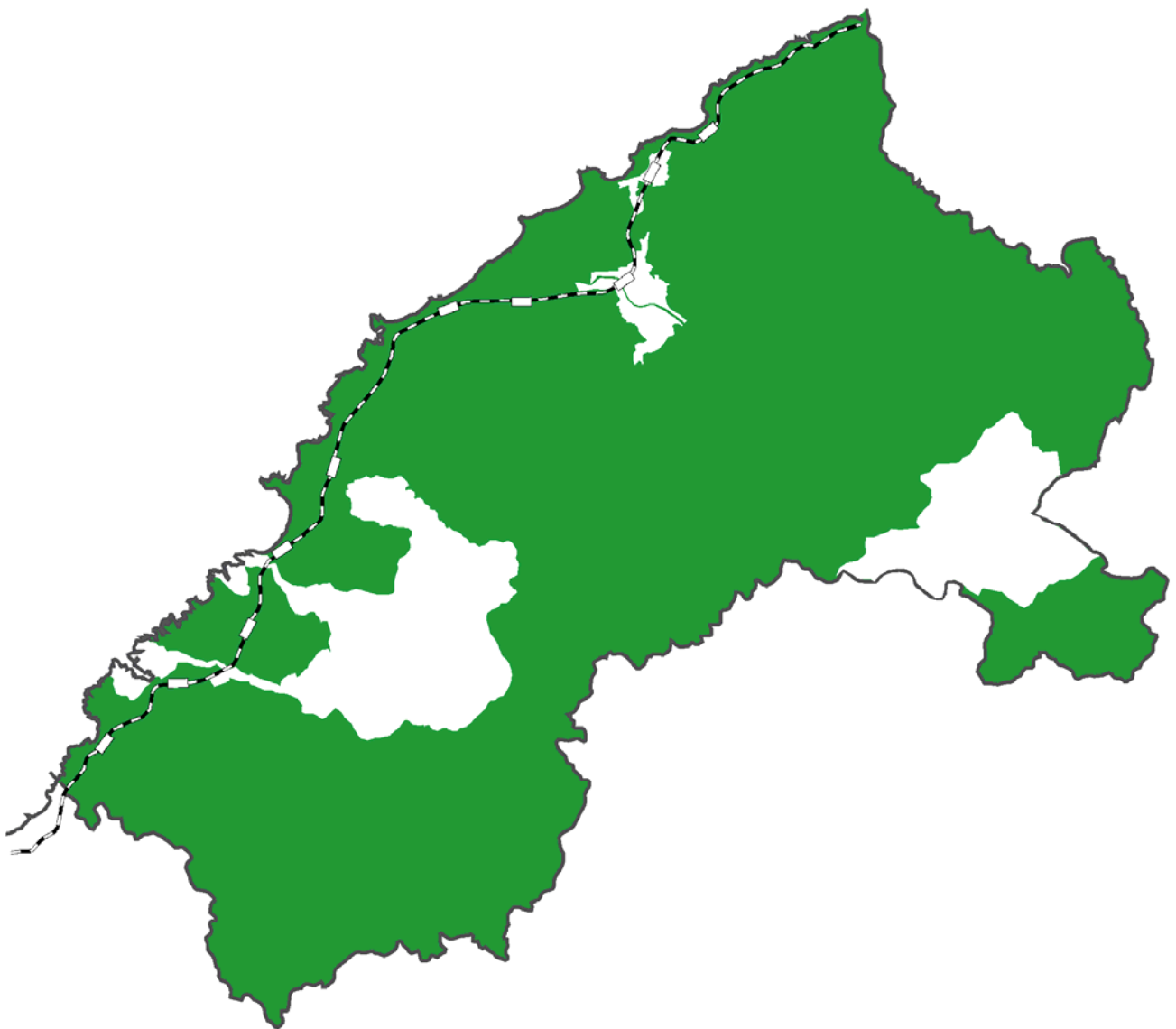
④農山村・田園景観

【現状】

- ・ 市域の大部分が中山間地域・農村地域になっており、良好な中山間景観・田園景観が広がっています。
- ・ 農地部では、四季を感じさせる景観資源となっている棚田や、収穫時のヨズクハデ景観等、大田市独自の農山村景観になっています。

想定対象区域：中山間地域・農村地域（国立公園三瓶山、石見銀山保全条例区域を除く）

■図 7 指定対象区域図（農山村・田園景観）



【方針】

■方針① 中山間の集落景観・田園景観の保全

- ・ まとまりのある農地の維持・継承による景観の保全を図ります。
- ・ 河川や住宅地など周辺景観と調和した田園景観の形成を図ります。
- ・ 農業従事者の育成・支援など、営みのある田園景観・中山間の集落景観維持のための農業施策の展開を検討します。

■方針② 大田市独自の景観の保全

- ・ 棚田やヨズクハデ景観等の大田市独自の景観を保全します。
- ・ 石州瓦や登り窯などの地域独自の窯業、大工や左官等の伝統的な建築技法等独自の産業景観を保全・継承します。

■方針③ 耕作放棄地の解消・有効活用

- ・ 近年、増加傾向にあり、景観阻害要因ともなっている耕作放棄地の解消に向け、関係機関や地域住民等との連携、協力のもと、耕作放棄地の活用の取組みを推進します。



中山間の集落景観・田園景観

(2) 軸（線的要素）

①自然的景観軸

【現状】

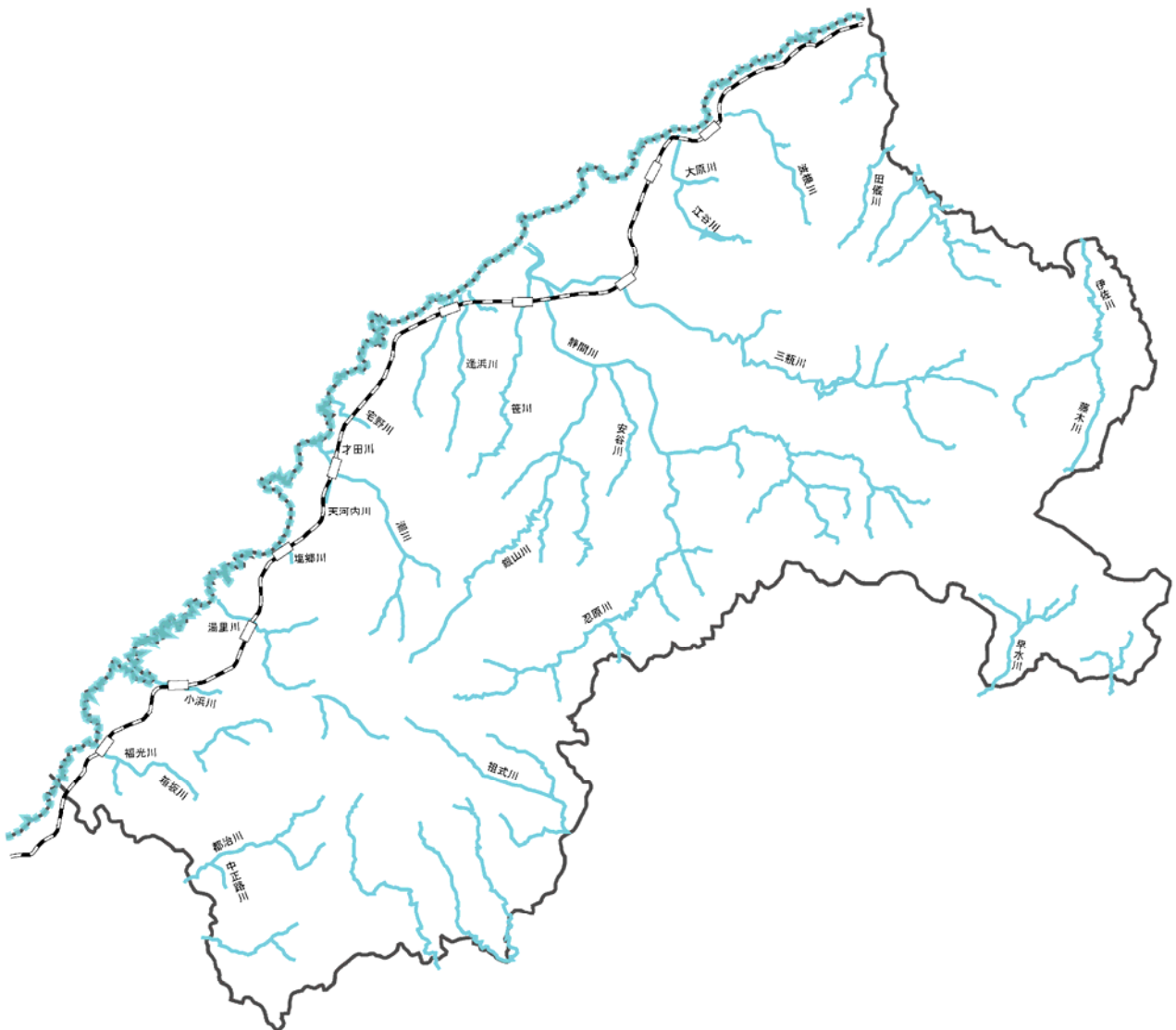
- ・ 市内には、26の河川が流れており、身近な水辺景観を創出しています。
- ・ 本市は、北側を日本海と接しており、入江や海水浴場が連続し、変化に富んだ良好な水辺の景観を創出しています。

想定対象区域：

【河川】都治川、中正路川、祖式川、早水川、伊佐川、藤木川、田儀川、波根川、大原川、江谷川、静間川、三瓶川、笹川、銀山川、安谷川、忍原川、逢浜川、宅野川、潮川、才田川、天河内川、塩郷川、湯里川、小浜川、福光川、箱坂川

【海岸線】市北部の日本海沿い

■図 8 指定対象区域図（自然的景観軸）



【方針】

■方針① 水と緑の景観軸づくり

- ・ 河川敷や海水浴場を活用した集いの場づくりや、海岸線沿いの景観視点場の整備等により、河川や海岸線の自然の軸的景観を楽しむ場を確保します。
- ・ サイクリングロードや遊歩道の整備・美化により、快適に散策できる河川敷・海岸線の道づくりを行います。
- ・ 周辺住民や事業者などの理解・協力により河川敷や海岸線の美化活動を実施します。

■方針② 水景観と調和した周辺のまちづくり

- ・ 民有地に対する緑化の促進などにより、河川・海岸線沿いの水と緑の空間に調和したまち並みの景観を形成します。
- ・ 河川・海岸線沿いの建築物の形態やデザインなどにより、河川・海岸線沿いのまち並みとの連続性に配慮した景観を形成します。

■方針③ 眺望点となる空間づくり

- ・ 河川敷や海水浴場を活用した視点場を確保し、海岸線や見晴らしを味わう眺望点を確保します。



銀山川



三瓶川

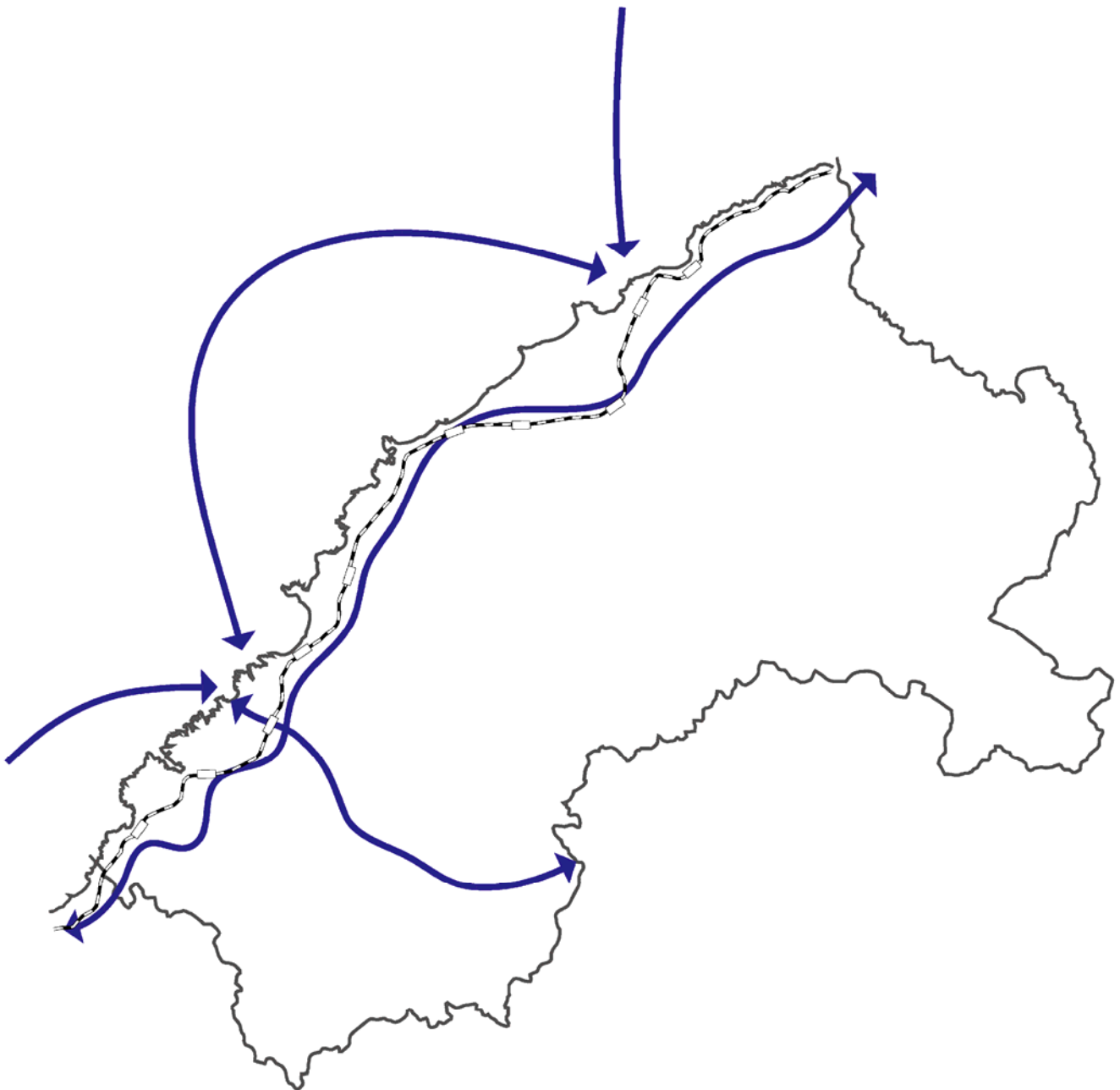
②歴史と文化の景観軸

【現状】

- ・ 市内には、陸上の歴史街道として山陰道と銀山街道、海上の歴史航路として西廻航路がありました。
- ・ 特に銀山街道は、17世紀前半に世界の銀の約1/3を産出していた日本の銀の大部分を産出しており、産出する石見銀山と積出港となっていた温泉津の間は特に繁盛していたとされています。

想定対象区域：山陰道、銀山街道、西廻航路

■ 図 9 指定対象区域図（歴史と文化の景観軸）



【方針】

■方針① 歴史街道沿いの沿道景観の向上

- ・ 歴史街道沿いの歴史・文化系景観資源の保全・活用を図ります。
- ・ かつての歴史街道のイメージを踏襲するなど、沿道建築物等の形態・意匠についてのルールづくりを検討します。
- ・ 歴史街道のイメージに配慮した屋外広告物や看板・街灯などの設置に関するルールづくりを進めます。
- ・ 歴史街道沿いなどに残る樹林や塀等の保全や、歴史的風情を感じる垣・柵などの保全・誘導を図ります。

■方針② 歴史・文化系資源のネットワーク化

- ・ 案内板やまち並みの演出、ルートづくりなどの演出により、人々が回遊する軸の位置づけ、整備を図ります。
- ・ 歴史・文化系景観資源の情報発信を充実し、周辺住民や事業者の認知を高め、保全・継承に対する理解を深めます。



銀山街道



銀山街道

③都市的景觀交流軸

【現状】

- ・市内には、市を東西に横断する国道 9 号、南北を縦断する国道 375 号の 2 つの国道が整備されており、市民の交通軸となっています。
- ・また、2 本の国道を補うように主要地方道、県道等が整備されており、市民の生活交通軸となっています。
- ・市を東西に山陰本線が横断しており、市の交通軸となっています。
- ・今後、市を東西に高速道路である山陰道が横断する予定であり、市の新たな広域交通軸としての機能が期待されています。

想定対象区域：

【骨格道路】国道9号、375号、

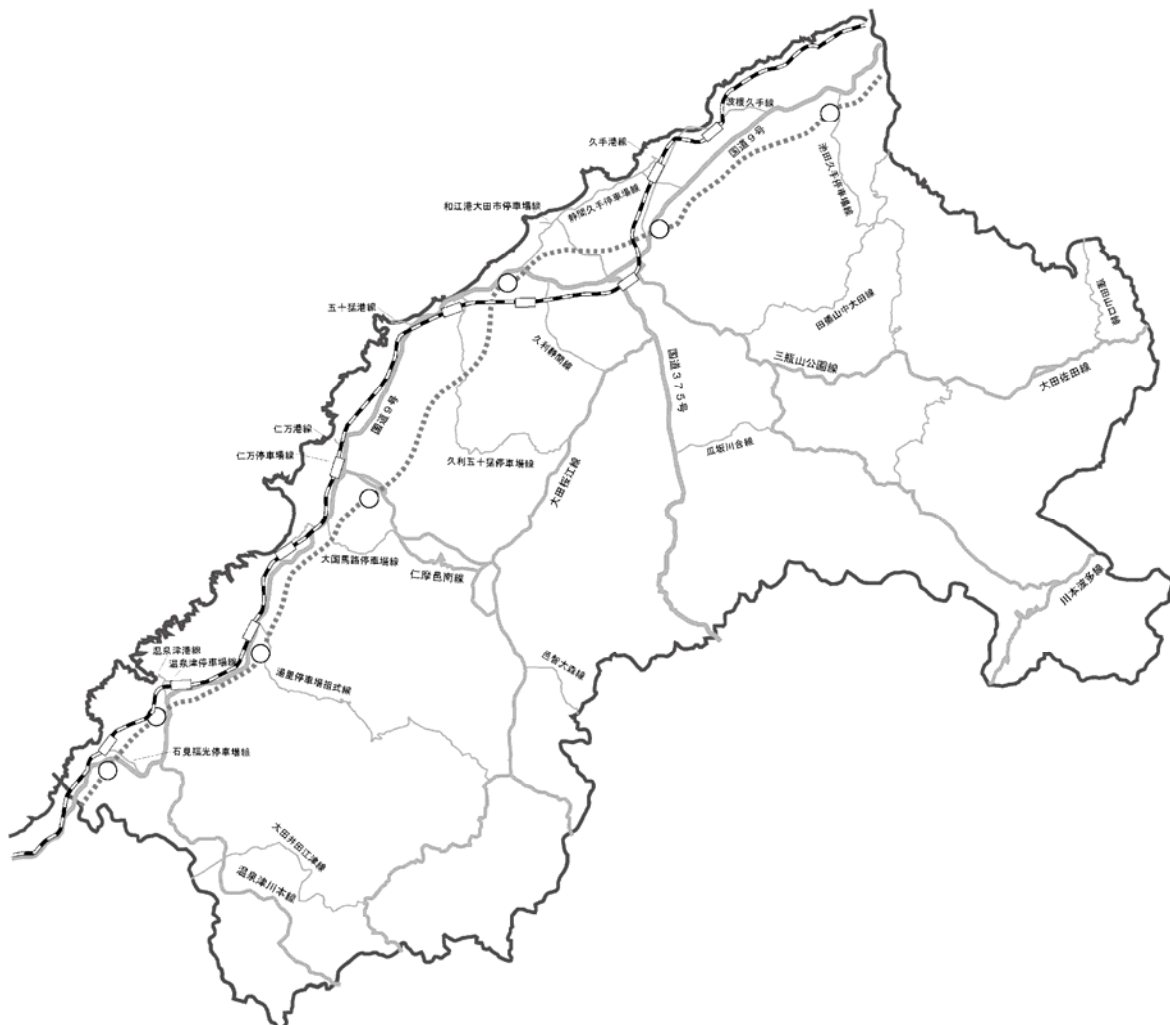
主要地方道三瓶山公園線、仁摩邑南線、温泉津川本線、川本波多線、大田桜江線、大田佐田線

県道と江港大田市停車場線、大田井田江津線、邑智大森線、仁万停車場線、湯里停車場祖式
 線、温泉津停車場線、石見福光停車場線、久手港線、五十猛港線、仁万港線、温泉津港線、
 窪田山口線、田儀山中大田線、波根久手線、池田久手停車場線、静間久手停車場線、瓜坂川
 合線、久利五十猛停車場線、大國馬路停車場線、久利静間線

【鉄道】 山陰本線

【高速道路】山陰道

■图 10 指定対象区域图 (都市の景観交流軸)



【方針】

■方針① 沿道景観の向上

- ・ 関係機関との協議、周辺居住者や事業者の協力のもと、街路樹の改良や、整備により沿道緑化を充実、民有地の緑化を推進します。（沿道緑化の推進）
- ・ 道路標識等や公共施設等の案内板・サイン等は見やすく理解しやすい工夫を行うとともに、設置主体ごとの調整に資するガイドライン等の作成を検討します。（道路標識等の誘導）

■方針② 歩行者空間の安全性と快適性の向上

- ・ 歩きやすく、歩いて楽しい歩行者空間づくりを行うため、道路整備や沿道景観の向上を図ります。

■方針③ 眺望点となる空間づくり

- ・ 市街地や道路沿線の公園や緑地の整備などにより山並みや見晴らしを味わう眺望点を確保します。

(3) 拠点（点的要素）

①交通景観拠点

【現状】

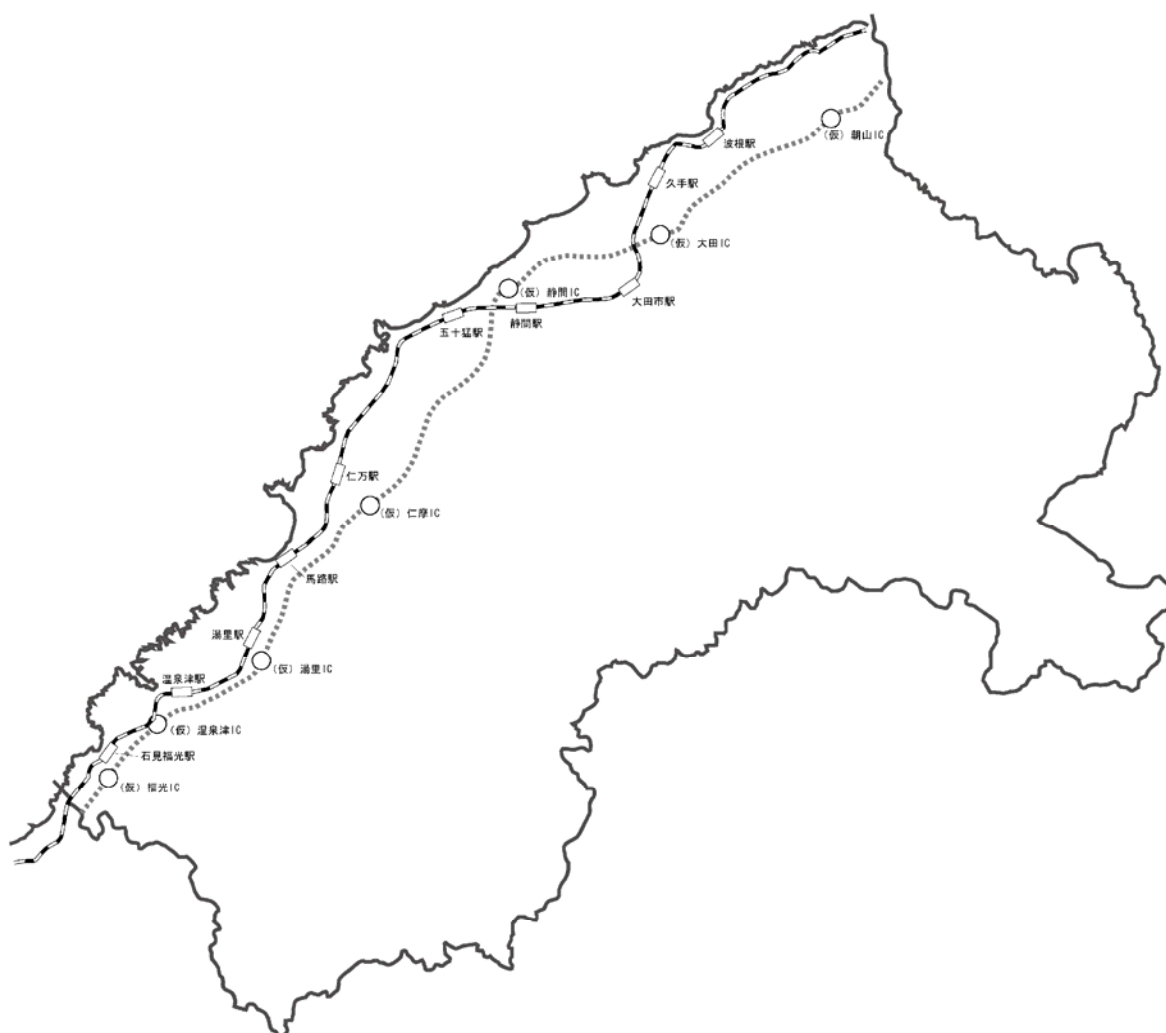
- ・ 市内には、11の漁港があり漁業が盛んな本市の海の玄関口になっているとともに、産業景観の1つになっています。
- ・ 市内には、JR山陰本線が東西に横断しており、10の駅が整備されています。特に大田市駅は本市最大の乗降客を誇る駅として、仁万駅、温泉津駅は観光拠点の駅として市の玄関口になっています。
- ・ 今後、整備予定の山陰道では、市内に7つのインターチェンジが整備予定であり、本市の新たな玄関口としての象徴的な空間形成が期待されています。

想定対象区域：

【鉄道駅】波根駅、久手駅、大田市駅、静間駅、五十猛駅、仁万駅、馬路駅、湯里駅、温泉津駅、石見福光駅

【インターチェンジ】(仮)朝山IC、(仮)大田IC、(仮)静間IC、(仮)仁摩IC、(仮)湯里IC、(仮)温泉津IC、(仮)福光IC

■図 11 指定対象区域図（交通景観拠点）



【方針】

■方針① 市の玄関口にふさわしい景観整備

- ・ 漁港や鉄道駅、今後整備されるインターチェンジは本市の玄関口となるため、大田市にふさわしい景観整備を推進します。

■方針② 看板や広告物等に対する配慮

- ・ 市の玄関口にあたる拠点として、屋外広告物や建築物の壁面の意匠や色彩について、ルールづくりを検討します。

■方針③ 周辺土地利用の誘導

- ・ 建築物等の立地にあたっては、周辺景観と調和した壁面の色彩や形態等に関する配慮のためのルールづくりを検討します。



大田市駅前



大田市駅

②自然的景観拠点

【現況】

- ・ 市内に5箇所ある海水浴場は、夏季になると市外からの観光客も訪れるなど、市民や観光客に親しまれる場となっています。特に、琴ヶ浜海水浴場は「音のなる砂浜」として自然資源が豊かな大田市の特異な場となっています。
- ・ 市内に11箇所ある都市公園は市民が身近な緑と触れ合える場として親しまれています。

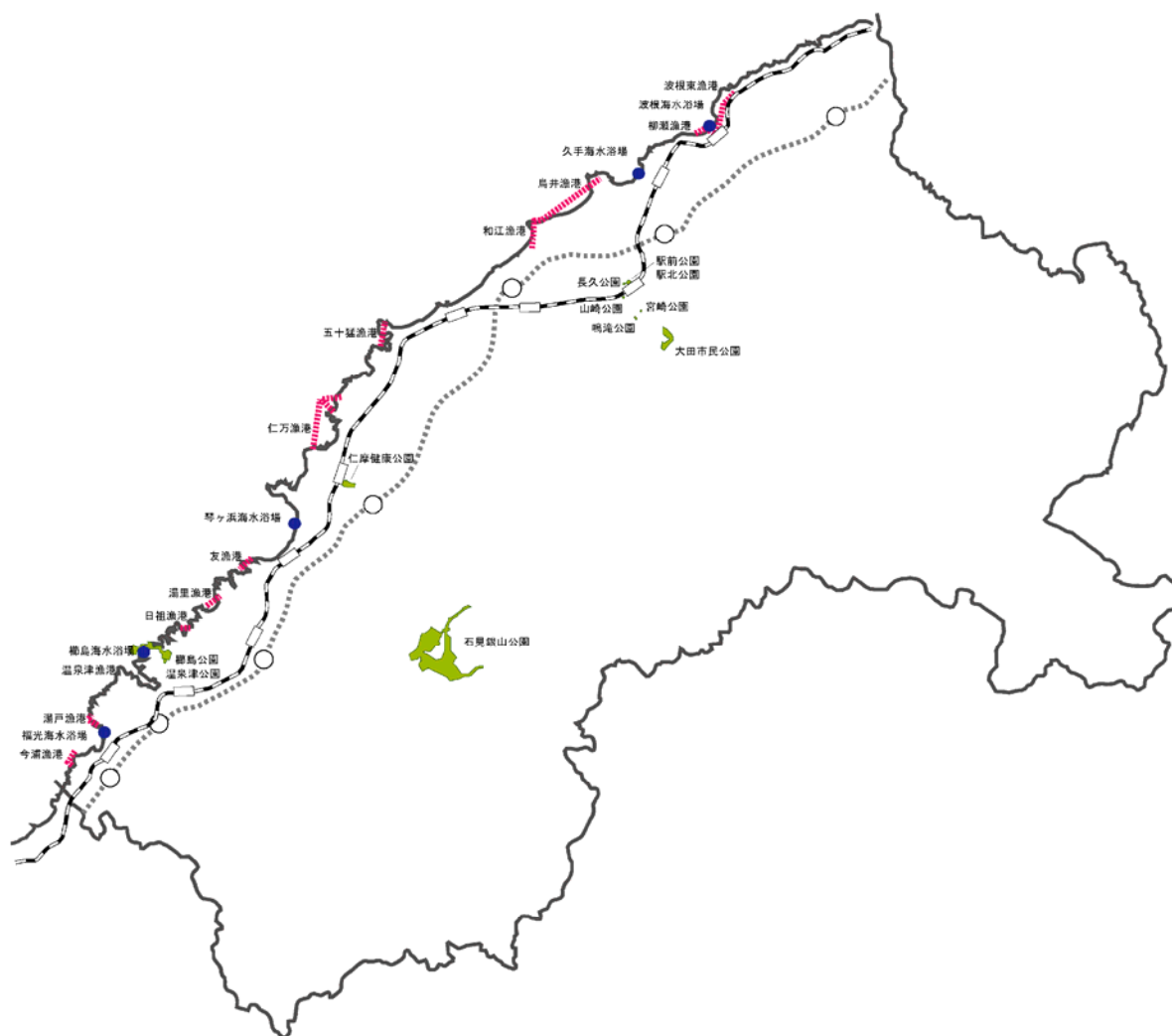
想定対象区域：

【漁港】五十猛漁港、和江漁港、仁万漁港、波根東漁港、柳瀬漁港、鳥井漁港、友漁港、湯里漁港、日祖漁港、湯戸漁港、今浦漁港

【海水浴場】福光海水浴場、櫛島海水浴場、琴ヶ浜海水浴場、久手海水浴場、波根海水浴場

【都市公園】大田市民公園、石見銀山公園、櫛島公園、温泉津公園、仁摩健康公園、鳴滝公園、宮崎公園、山崎公園、長久公園、駅前公園、駅北公園

■ 図 12 指定対象区域図（自然的景観拠点）



【方針】

■方針① 既存施設の活用

- ・ 市民や観光客が身近に水・緑と触れ合う場として景観軸と身近な緑等とを結び、周辺の要素と一体性を確保します。
- ・ 海水浴場や都市公園周囲の建築物や屋外広告物に対するルールづくりを進めます。

■方針② 眺望景観の保全と活用

- ・ 河川・道路の結節点など、見晴らしの良い地点を景観拠点として位置づけを明確にします。
- ・ 眺望を楽しめる場として整備し、案内板やサイン等の設置により保全に対する意識啓発を図ります。

■方針③ イベントや環境学習などへの活用

- ・ 景観の拠点となる場として情報発信を図り、イベントの開催など、市民が集う場づくり、自然環境などを学ぶ場として活用します。



琴ヶ浜（遠景）



琴ヶ浜海水浴場



櫛島



櫛島清掃活動

③歴史と文化の景観拠点

【現状】

- ・ 市内には石見銀山関連を中心とした様々な文化財が残されており、歴史を感じさせる市のイメージを創出しています。
- ・ 大田市役所、温泉津支所、仁摩支所は多くの市民が訪れる行政窓口として機能しています。また、市内には多種多様な文化施設が整備されており、市民の憩いの場となっています。
- ・ 県内の優れた自然や伝統文化を生かし、生活と文化の豊かさを実感できる県土、活力あふれる地域づくりを進めているところであり、地域の景観づくりに特に貢献したものが「しまね景観賞」として表彰されています。

想定対象区域：

【指定文化財（国指定）】

熊谷家住宅(建造物（重要文化財）、石見銀山遺跡(史跡)、波根西の珪化木(天然記念物)、松代鉱山の霞石産地(天然記念物)、三瓶山自然林(天然記念物)、三瓶小豆原埋没林(天然記念物)、大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区(重要伝統的建造物群保存地区)、大田市温泉津伝統的建造物群保存地区(重要伝統的建造物群保存地区)

【市役所・支所】

大田市役所、温泉津支所、仁摩支所

【主要文化施設】

国立三瓶青少年交流の家、島根県立三瓶自然館・サヒメル、三瓶小豆原埋没林公園、大森町並み交流センター、おおだふれあい会館、大田市勤労青少年ホーム、大田市民会館、サンレディー大田、石見銀山資料館、熊谷家住宅（重要文化財）、石見銀山世界遺産センター、水仙会館、コミュニティよずくの里、みそのヶ丘レストハウス、温泉津ふれあい館、やきものの里 やきも館、温泉津ゆう・ゆう館、温泉津コミュニティセンター、仁万コミュニティセンター、仁摩ふれあい交流館、仁摩サンドミュージアム
仁摩伝統芸能伝承館、仁摩文化振興会館

【しまね景観賞】

大森町町並み保存事業：まちなみ部門（第1回）、大田市中央図書館：一般建築物部門 優秀賞（第6回）、なかむら館：民間建築物部門 優秀賞（第10回）、軍平谷 東谷川火山砂防工事：土木施設部門 奨励賞（第10回）、仁摩町生涯学習センター・仁摩図書館：公共建築物部門 優秀賞（第12回）、プラハウスワークステーション：民間建築物部門 優秀賞（第12回）、路庵：民間建築物 奨励賞（第15回）

【方針】

■方針① 歴史・文化系景観資源としての建築物や史跡等の保全

- ・ 歴史・文化系景観資源として価値の高い建築物などについて、景観資源として位置づけ、その保全に努めます。
- ・ 現在、文化財等の位置づけがないものの、地域において歴史・文化的価値の高いもの等、身近な歴史・文化系景観資源について把握し、活用を検討します。

■方針② しまね景観賞を核とした景観まちづくりの推進

- ・ 良好な景観創出の拠点となっているしまね景観賞を核に、周辺の建築物や工作物に関しても景観配慮を行うことにより良好な景観まちづくりを推進します。



やきものの館



仁摩サンドミュージアム



大田市役所



石見銀山資料館

第3章 行為の制限に関する事項

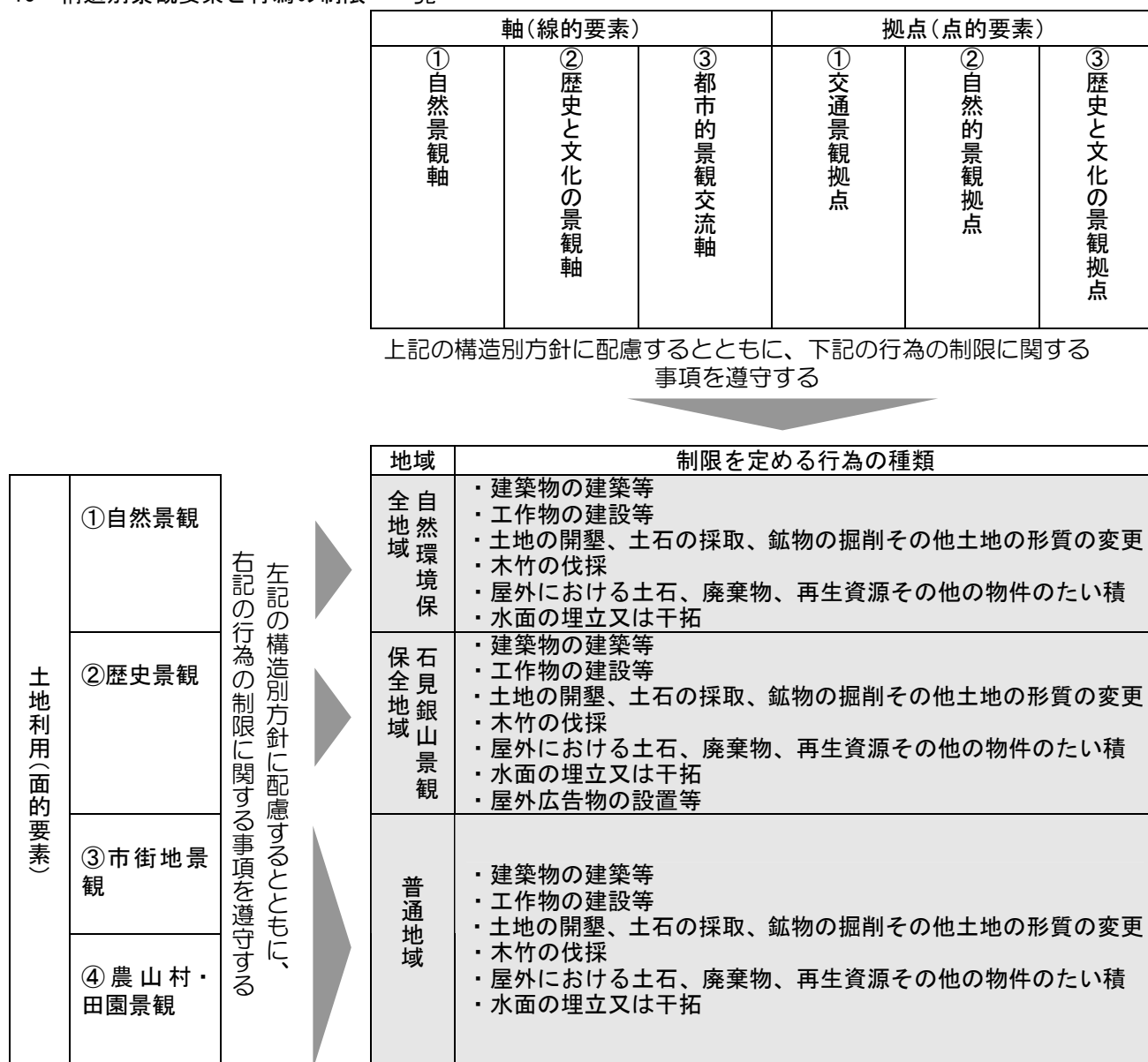
(法第8条第2項第3号関係)

景観法では、第2章に示した良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」（以下、「行為の制限に関する事項」という。）を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしています。

本市では、景観形成に大きな影響を与える恐れのある行為（以下、「届出対象行為」という。）と、その行為を行う際を守るべき制限事項（以下、「景観形成基準」という。）を「行為の制限に関する事項」として定めます。市内で届出対象行為を行う際は、その行為に着手する30日前までに市に届出を行い、その行為が景観形成基準に適合しているか審査します。

景観形成基準は3つの地域区分となりますが、行為を行う際は、当該構造別景観要素の方針に十分に配慮することとします。

■図 13 構造別景観要素と行為の制限 一覧



3-1 普通地域

(1) 対象区域

石見銀山景観保全地域及び自然環境保全地域を除く全域とします。

(2) 届出対象行為

項目		届出対象となる規模等
景観法における必須届出対象行為	建築物の建築等	高さが13mを超え、若しくは4階建てを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物の下記の行為 ・新築、移転、撤去 ・増築、改築（変更にかかる部分の床面積の合計が10㎡を越えるもの） ・修繕、模様替え又は色彩の変更等の外観の変更（外観の変更面積が10㎡を超えるもの）
	工作物の建設等	下記の規模以上の工作物の新築、増築若しくは改築、移転又は外観の変更、撤去 ・高さ2m又は長さが5mを超える門、垣（生垣を除く）、柵、金網（フェンス）その他これに類するもの（支持物を含む） ・高さ5mを超える擁壁その他これらに類するもの ・高さ13m又は築造面積が1,000㎡を超える煙突、柱、塔、高架水槽、碑、遊戯施設、プラント、資源の貯蔵施設や污水处理施設その他これらに類するもの（工作物が建築物と一体に設置される場合は、工作物の高さが5m及び地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるものを含む） ・高さ11m又は築造面積500㎡を超える立体駐車場（工作物が建築物と一体に設置される場合は、当該支持物の高さが5m及び地盤面からの工作物の上端までの高さが11mを超えるものを含む） ・高さ20mを超える電気供給又は有線電気通信のための線路、空中線（工作物が建築物と一体に設置される場合は、支持物の高さが5m及び地盤面からの支持物の高さが20mを越えるものを含む） 上記の行為の区分に応じ、それぞれ同項の行為の規模のもので、外観の変更面積の合計が10㎡を超えるもの
景観法における選択可能な届出対象行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	・土地の形質の変更に係る土地の面積が都市計画区域では3,000㎡、都市計画区域外では10,000㎡を超えるもの ・高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの
	木竹の伐採	（なし）
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの又は生ずるたい積が道路その他公共空間から望見されるもの
	水面の埋立又は干拓	（なし）
景観法に基づかない自主条例としての届出対象行為		（なし）
除外行為		・国の機関及び地方公共団体が行う行為（通知は必要） ・通常の管理行為、軽易な行為 ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・農用地区域内において農振法の許可を受けて行う開発行為 ・地区計画等の区域内（地区整備計画等が定められている区域内に限る）における建築物の建築等、工作物の建設等、土地の区画形質の変更 ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 ・仮設の工作物の建設等 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(3) 景観形成基準

①建築物の建築等

(1) 位置	① 地域の景観と調和するような位置となるように配慮すること。 ② 歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ③ 主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ④ 山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
(2) 規模	① 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。
(3) 形態	① 地域の景観と調和するよう配慮すること。 ② 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。 ③ 長大な壁面を避け、山並みの稜線等への眺望に影響を与えないように配慮すること。
(4) 意匠	① 地域の景観と調和するよう配慮すること。 ② 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。 ③ 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ④ 色彩 - ア けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 - イ 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
(5) 素材	① 地域の優れた景観を特徴づける素材や自然素材の活用に配慮すること。 ② 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
(6) 敷地の緑化・外構	① 敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ② 塀等を設置する場合は自然素材を使用するなど、修景に配慮すること。 ③ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
(7) その他	① 屋外駐車場や駐輪場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵さく等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ② 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ③ 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。 ④ アンテナを共同化するよう努めること。

②工作物の建設等

建築物の建築等における基準と同じ

③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更

■土地の区画形質の変更	(1) 変更の範囲と内容	① 形状を変更する土地の範囲が必要最小限であること。 ② 周辺地域の景観に著しい改変を伴うものでないこと。
	(2) 変更後の形状	① 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ア 法面は、緑化可能な勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ウ 土砂の流出のおそれがないような措置を講じること ② 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	(3) 緑化	① 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	(4) その他	① 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。
■鉱物の掘採又は土石等の採取	(1) 期間・規模	① 採取・掘削の期間・規模が必要最小限であること。
	(2) 遮へい	① 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ② 敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。
	(3) 事後の措置	① 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ア 法面は、緑化可能な勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ② 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 ③ 土砂の流出のおそれがないような措置を講じること
	(4) その他	① 主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

3-2 石見銀山保全地域

(1) 対象区域

石見銀山景観保全条例の対象区域

(2) 届出対象行為

項目		届出対象となる規模等
景観法における必須届出対象行為	建築物の建築等	すべての規模の建築物に関する下記の行為 ・新築、増築若しくは改築、移転若しくは撤去 ・修繕、模様替え又は色彩の変更等の外観の変更
	工作物の建設等	すべての規模の工作物の新築、増築若しくは改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
景観法における選択可能な届出対象行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	・すべての規模の土地の形質の変更(都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、土地改良法に基づく土地改良事業も含む。) ・すべての規模の鉱物の掘採又は土石の採取
	木竹の伐採	すべての木竹の伐採
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	普通地域に同じ(すべての規模のもの)
	水面の埋立又は干拓	すべての水面の埋立て又は干拓
景観法に基づかない自主条例としての届出対象行為	屋外広告物の設置等	・広告物等の設置又は形態若しくは外観の色彩の変更
除外行為	普通地域の除外行為 ・国の機関及び地方公共団体が行う行為（通知は必要） ・通常の管理行為、軽易な行為 ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・農用地区域内において農振法の許可を受けて行う開発行為 ・地区計画等の区域内（地区整備計画等が定められている区域内に限る）における建築物の建築等、工作物の建設等、土地の区画形質の変更 ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 ・仮設の工作物の建設等 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 上記の他、下記に掲げる行為 ・伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき教育委員会の許可を受けて行う行為及び届出等を行う行為 ・次に掲げる木竹の伐採 ○除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ○枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ○自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ○仮植した木竹の伐採 ○測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	

(3) 景観形成基準

①建築物の建築等

普通地域の基準の他、下記の事項

- | |
|---|
| ①高さが13m以下（増築では既存建築物等の高さ以下）かつ水平投影面積1,000㎡以下（増改築では既存建築物等の水平投影面積以下）、形態・意匠・色彩が周辺景観に著しい影響を及ぼさないもの。 |
| ②建築物等の修繕、模様替による外観変更は必要最小限であること。 |
| ③学術研究若しくは公益上必要であるもの又は市長が特に認めるものについての基準は、次に掲げるもの
ア 当該建築物等の用途から必要最小限と認められるものであること。
イ 保全地域内に設置すること以外にその目的を達成することが困難であると認められるものであること。 |

※参考：普通地域の景観形成基準（再掲）

(1) 位置	① 地域の景観と調和するような位置となるように配慮すること。 ② 歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ③ 主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ④ 山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
(2) 規模	① 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることをしないよう配慮すること。
(3) 形態	① 地域の景観と調和するよう配慮すること。 ② 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。 ③ 長大な壁面を避け、山並みの稜線等への眺望に影響を与えないように配慮すること。
(4) 意匠	① 地域の景観と調和するよう配慮すること。 ② 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。 ③ 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ④ 色彩 ア けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 イ 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
(5) 素材	① 地域の優れた景観を特徴づける素材や自然素材の活用に配慮すること。 ② 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
(6) 敷地の緑化・外構	① 敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ② 塀等を設置する場合は自然素材を使用するなど、修景に配慮すること。 ③ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
(7) その他	① 屋外駐車場や駐輪場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵さく等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ② 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ③ 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。 ④ アンテナを共同化するよう努めること。

②工作物の建設等

建築物の建築等に係る基準の他、下記の事項

- ①海面区域では、船舶係留施設又は港湾・漁港の外郭施設は長さ 50m以下、それ以外の海面工作物は海面上高さ 5m以下又は海面水平投影面積 100 m²以下、形状が周辺景観に著しい影響を及ぼさないもの。

③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更

普通地域の基準と同じ

※参考：普通地域の景観形成基準（再掲）

■土地の区画形質の変更	(1) 変更の範囲と内容	① 形状を変更する土地の範囲が必要最小限であること。 ② 周辺地域の景観に著しい改変を伴うものでないこと。
	(2) 変更後の形状	① 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ア 法面は、緑化可能な勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ウ 土砂の流出のおそれがないような措置を講じること ② 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	(3) 緑化	① 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	(4) その他	① 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。
■鉱物の掘採又は土石等の採取	(1) 期間・規模	① 採取・掘削の期間・規模が必要最小限であること。
	(2) 遮へい	① 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ② 敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。
	(3) 事後の措置	① 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ア 法面は、緑化可能な勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ② 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 ③ 土砂の流出のおそれがないような措置を講じること
	(4) その他	① 主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

④木竹の伐採

- ①伐採の規模が、必要最小限と認められるものであり、伐採後の植林等が適切に行われるものであること。

⑤水面の埋立又は干拓

- ①埋立・干拓を行う水面の範囲が必要最小限であること。
- ②地域の景観に著しい影響を及ぼさないこと。

⑥屋外広告物の設置等

- 所在地、名称、商標、営業内容等の表示又は土地、立木等の権利関係の表示は次に掲げる基準
 - ① 表示面が 5 m²以下、かつ、同一敷地内・同一場所内における表示面合計 10 m²以下。
 - ② 広告物等の設置位置は高さ 5m以下
 - ③ 形状及び色彩がその周辺の景観と著しく不調和でないこと。
- 学術研究若しくは公益上必要であるもの又は市長が特に認めるものは次に掲げる基準
 - ① 表示面積、表示面の高さが必要最小限。
 - ② 保全地域内に設置すること以外にその目的を達成することが困難である。

3-3 自然環境保全地域

(1) 対象区域

自然環境保全条例の対象区域・自然公園地域

(2) 届出対象行為

項目		届出対象となる規模等
景観法における必須届出対象行為	建築物の建築等	高さ10m又は建築面積200㎡を超える建築物の下記の行為 ・新築、移転、撤去 ・増築、改築（変更に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの） ・修繕、模様替え又は色彩の変更等の外観の変更（外観の変更面積の合計が10㎡を超えるもの）
	工作物の建設等	下記の規模以上の工作物の新築、増築若しくは改築、移転又は撤去、外観の変更 ・高さ2m又は長さが5mを超える門、垣（生垣を除く）、柵、金網（フェンス）その他これに類するもの（支持物を含む） ・高さ5mを超える擁壁その他これらに類するもの ・高さ10m又は築造面積が200㎡を超える煙突、柱、塔、高架水槽、碑、遊戯施設、プラント、資源の貯蔵施設や污水处理施設その他これらに類するもの（工作物が建築物と一体に設置される場合は、工作物の高さが5m及び地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるものを含む） ・高さ10m又は築造面積200㎡を超える立体駐車場（工作物が建築物と一体に設置される場合は、当該支持物の高さが5m及び地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるものを含む） ・高さ20mを超える電気供給又は有線電気通信のための線路、空中線（工作物が建築物と一体に設置される場合は、支持物の高さが5m及び地盤面から支持物の上端までの高さが20mを越えるものを含む）
景観法における選択可能な届出対象行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	・土地の形質の変更に係る土地の面積が300㎡を超えるもの（都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、土地改良法に基づく土地改良事業も含む。） ・鉱物の掘採又は土石の採取に係る面積が300㎡又は切口の幅が20mを超えかつ土地の形状を変更するおそれのあるもの ・高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの
	木竹の伐採	木竹の伐採面積が3,000㎡を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの又は生ずるたい積が道路その他公共空間から望見されるもの
	水面の埋立又は干拓	石見銀山景観保全地域に同じ ※すべての水面の埋立て又は干拓
景観法に基づかない自主条例としての届出対象行為		（なし）

除外行為	普通地域の除外行為 ・国の機関及び地方公共団体が行う行為（通知は必要） ・通常の管理行為、軽易な行為 ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・農用地区域内において農振法の許可を受けて行う開発行為 ・地区計画等の区域内（地区整備計画等が定められている区域内に限る）における建築物の建築等、工作物の建設等、土地の区画形質の変更 ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 ・仮設の工作物の建設等 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 上記の他、下記に掲げる行為 ・自然公園法に基づき環境大臣の許可を受けて行う行為 ・次に掲げる木竹の伐採 ○除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ○枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ○自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ○仮植した木竹の伐採 ○測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
------	---

(3) 景観形成基準

①建築物の建築等

普通地域の基準に同じ

※参考：普通地域の景観形成基準（再掲）

(1) 位置	① 地域の景観と調和するような位置となるように配慮すること。 ② 歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ③ 主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ④ 山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
(2) 規模	① 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることをしないよう配慮すること。
(3) 形態	① 地域の景観と調和するよう配慮すること。 ② 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。 ③ 長大な壁面を避け、山並みの稜線等への眺望に影響を与えないように配慮すること。
(4) 意匠	① 地域の景観と調和するよう配慮すること。 ② 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。 ③ 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ④ 色彩 ア けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 イ 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
(5) 素材	① 地域の優れた景観を特徴づける素材や自然素材の活用に配慮すること。 ② 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
(6) 敷地の緑化・外構	① 敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ② 塀等を設置する場合は自然素材を使用するなど、修景に配慮すること。 ③ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
(7) その他	① 屋外駐車場や駐輪場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵さく等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ② 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ③ 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。 ④ アンテナを共同化するよう努めること。

②工作物の建設等

普通地域の基準に同じ

※建築物の景観形成基準に同じ

③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更

普通地域の基準と同じ

※参考：普通地域の景観形成基準（再掲）

■土地の区画形質の変更	(1) 変更の範囲と内容	① 形状を変更する土地の範囲が必要最小限であること。 ② 周辺地域の景観に著しい改変を伴うものでないこと。
	(2) 変更後の形状	① 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ア 法面は、緑化可能な勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ウ 土砂の流出のおそれがないような措置を講じること ② 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	(3) 緑化	① 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	(4) その他	① 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。
■鉱物の掘採又は土石等の採取	(1) 期間・規模	① 採取・掘削の期間・規模が必要最小限であること。
	(2) 遮へい	① 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ② 敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。
	(3) 事後の措置	① 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ア 法面は、緑化可能な勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ② 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 ③ 土砂の流出のおそれがないような措置を講じること
	(4) その他	① 主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

④木竹の伐採

石見銀山景観保全地域の基準と同じ

※参考：石見銀山景観保全地域の景観形成基準（再掲）

① 伐採の規模が、必要最小限と認められるものであり、伐採後の植林等が適切に行われるものであること。

⑤水面の埋立又は干拓

石見銀山景観保全地域の基準と同じ

※参考：石見銀山景観保全地域の景観形成基準（再掲）

① 埋立・干拓を行う水面の範囲が必要最小限であること。
② 地域の景観に著しい影響を及ぼさないこと。

【参考】

○大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区における「修景基準」

項目		新築・増改築の場合	修繕・模様替え・色彩変更の場合
建築物	建物配置	- 敷地の履歴を考慮した建物配置とする - 地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える - 街道沿いの町家は町並み壁面線を考慮した配置とする	
	構造	在来工法による木造とする	
	規模	2階建て以下とする - 間口・軒高を周囲の伝統的建造物と調和したものとする	
	外壁の仕様及び仕上げ	- 大壁あるいは真壁等とする（モルタル下地等も可とする） - 漆喰・土壁等あるいは板、杉皮等の自然素材で仕上げる	修景に関しては、漆喰・土壁等あるいは板、杉皮等の自然素材を用いる
	屋根	形式	同左
		勾配	
		材料	
		軒	
		樋	
	下屋・庇	形式	同左
		勾配	
		材料	
	建具	木製建具とする	木製建具とする
	基礎	地元産石材とする	地元産石材とする
	犬走り	石材・タタキ等とする	石材・タタキ等とする
	建築設備	- 原則、公道から見えない場所に設置する - 公道から見える場合には、景観に調和する修景を施す	- 原則、公道から見えない場所に設置する - 公道から見える場合には、景観に調和する修景を施す
工作物	石垣・石段・石積等	歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする	歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする
	門・塀・垣等	歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする	歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする
	ブロック塀	望見できる範囲での新設は認めない	漆喰・土壁・板等自然素材で修景を施す
小屋・車庫・駐車場		- 小屋・車庫は建築物の扱いに従う - 駐車場は塀・植栽等での修景を施す	- 小屋・車庫は建築物の扱いに従う - 駐車場は塀・植栽等での修景を施す
生垣・樹木・庭園等		- 歴史的風致を損なわないものとする - 建築物、工作物等の修景に用いることができる	歴史的風致を損なわないものとする
その他	共通事項	- 増築の場合、既存部分が伝統的建造物であればその特徴を踏襲する - 見え掛りの木部は古色塗りを施す - 町並み壁面線とは、伝統的建造物が街道に沿って造り出す壁面線をいう	- 納屋・物置は建築物の扱いに従う - 上記に含まれない事由については、周囲の伝統的建造物の特徴、あるいは年代別・部位別参考表を参考とする - この基準に拠り難い特段の事由がある場合にはこの限りでない

○大田市温泉津伝統的建造物群保存地区

【伝統的建造物・環境物件の修理基準】

基準対象		修理基準
対象となる物件		伝統的建造物及び環境物件
助成条件	位置・規模	・ 主として外観を現状維持又は旧式に復原修理する
	構造・階数	
	屋根	
	軒	
	開口部	
助成対象	建築物外部意匠	・ 主として外観を現状維持又は旧式に復原修理する
	工作物	・ 主として外観を現状維持又は旧式に復原修理する
	環境物件	・ 主として現状維持又は旧式に復原修理する

★ 工作物とは、塀・垣・石積・石造物・井戸等

★ 環境物件とは、庭園・生垣・樹木等

【伝統的建造物以外の建造物・環境物件の許可基準】

基準対象			許可基準[現状変更の許可の要件となる基準]							
対象となる物件			伝統的建造物以外の建造物・環境物件							
建築物	位置・規模		・ 建物は町並み壁面線を考慮して建てる ・ 原則として平入りとし、2階建て以下とする ・ 主屋に設ける場合は、車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以下とする（但し、間口3間以下の場合、又は用途上やむを得ない場合はこの限りでない） ・ 外部に面して建具等を設け、歴史的風致と調和したものとする ・ 原則として切妻造り又は入母屋造りとする ・ 勾配は周囲の伝統的建造物の勾配にそろえる ・ 材料等については、歴史的風致と調和したものとする ・ 1階の表構えに、下屋又は庇を付けること ・ 歴史的風致と調和したものとする							
	構造・階数									
	建物内の車庫									
	外部意匠	屋根								
				軒						
					庇					
						外壁				
							建具			
								材料		
									基礎	
										樋
工作物										
建築設備										
車庫・駐車場										
環境要素										
土地の形質の変更										
木竹の伐採・植栽										
土石類の採取										

★ 町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

★ 建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等

★ 工作物とは、塀・垣・石積・石造物・井戸等

★ 環境要素とは、庭園・生垣・樹木等

【伝統的建造物以外の建造物の修景基準】

伝統的建造物以外の建造物の修景については伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとする

基準項目		修景基準（町屋型）	修景基準（屋敷型）
対象となる物件		伝統的建造物以外の建造物	伝統的建造物以外の建造物
助成対象	位置・規模	・ 建物は町並み壁面線を考慮して建てる	・ 建物の主要な壁面は町並み壁面線から1間以上後退させ塀で囲んで建てる
	構造・階数	・ 原則として平入りとし、2階建以下とする	・ 原則として2階建以下とする
	屋根	・ 原則として切妻造りとする ・ 勾配は4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える	・ 切妻造、入母屋造又は寄棟造りとする ・ 勾配は4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える
	軒	・ 建物本体と調和する軒の出を有する	
助成対象	建築物外部意匠	屋根	・ 原則として石州和瓦葺とする ・ 軒裏は垂水野地板あらわし又は塗籠とする
		庇	・ 屋根葺き材に準じるものとする ・ 垂水野地板あらわし又は塗籠とする
		外壁	・ 周囲と調和させる仕上げとする（土、漆喰、板など）
		建具	・ 原則として木製とする
		基礎	・ 切石敷又はこれに類するもの
		樋	・ 黒又は濃い茶色仕上げとする ・ 受金物もこれに準じる
	工作物	塀	・ 土塀・板塀とする
		門	・ 木製とする

★ 町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

第4章. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第5号口関係)

景観構造として位置づけた骨格道路景観軸及び河川の景観軸、歴史と文化の景観軸等については、将来の景観重要公共施設の候補とし、整備を行う際には、本市の景観を誘導する重要な軸として配慮します。また、これら以外の公共施設についても、関係機関等との協議・合意により、随時、景観重要公共施設として指定を行います。

景観重要道路内においては、工作物の道路占用の許可を行う場合は、別途、大田市景観条例に定める事項に配慮します。

第5章. 景観重要建造物の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。石見銀山周辺地域の産業遺産等、歴史・文化を今に伝える建築物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい建造物を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

第6章. 景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森等、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

特に河川の景観軸、水と緑の拠点周辺においては、地域住民等の発意の元に、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい樹木を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

第7章. 景観審議会の設置の方針

(法第15条関係)

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために協議を行う必要があるときは、景観審議会を組織します。なお、景観重要公共施設については、景観審議会を組織し、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行います。

景観審議会は、公共施設管理者などで構成され、その他必要に応じて、関係行政機関や公益事業者、学識経験者、住民その他良好な景観形成のための活動を行う者を加えます。また協議については、基本設計段階での助言、実施段階での審査といった段階的な協議を想定します。

参考資料

参一 1 景観条例（構成）

景観条例の構成について、以下に示します。

【規定する内容】

- 前文
- 目的
- 市の責務
- 市民の責務
- 事業者の責務
- 定義
- 景観計画策定の手続き
- 景観計画区域等
- 景観計画案の提案
- 届出を要する行為
 - “届出及び勧告等の適用除外”
- 行為の届出等
- 行為の完了の届出
- 事前協議
- 国の機関又は他の地方公共団体が行う行為の通知
- 既存施設等に対する要請
- 特定届出対象行為
- 指導
- 勧告、命令等に係る手続
 - “勧告に従わなかった旨の公表”
- 届出対象外の景観計画への適合
- 立入調査
- 景観重要建造物に関する手続
 - “指定の標識”
 - “管理方法の基準”
- 景観重要樹木の指定の手続
 - “指定の標識”
 - “管理方法の基準”
- 景観審議会の設置
- 委任

参ー２ ふるさと島根の景観づくり条例

○ふるさと島根の景観づくり条例

平成３年 12 月 20 日
島根県条例第 34 号

ふるさと島根の景観づくり条例をここに公布する。

ふるさと島根の景観づくり条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 県の景観形成施策

第 1 節 景観形成地域(第 7 条—第 13 条)

第 2 節 大規模行為に関する景観形成(第 14 条—第 19 条)

第 3 節 既存施設等に対する要請(第 20 条)

第 4 節 公共事業等の実施に関する景観形成(第 21 条)

第 5 節 援助及び啓発(第 22 条—第 24 条)

第 3 章 削除

第 4 章 県民等の景観形成活動(第 27 条—第 29 条)

第 5 章 島根県景観審議会(第 30 条・第 31 条)

第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)

附則

わたしたちのふるさと島根は、緑織りなす山なみや変化に富んだ海岸線など美しい自然に恵まれ、各地域に、風土に根ざし伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきた。これらの景観は、わたしたちにやすらぎと心のよりどころを与え、郷土に対する誇りと愛着を育む共有の財産である。

しかしながら、営々と培われてきたこれらの貴重な景観も、時代の流れの中で次第にその姿を変えつつある。

先人から受け継いだ景観を今の時代に生かし、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちに課せられた責務である。

今こそ、わたしたちは、優れた自然や伝統文化を生かし、魅力ある景観を守り、育てることによって、生活と文化の豊かさを実感できる県土を築いていかなければならない。

ここに、わたしたちは、心の豊かさを育む快適な環境をつくり、活力にあふれる地域をつくるため、県、市町村、県民及び事業者が一体となってふるさと島根の景観を保全し、創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成のための施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、もって県民にとって誇りと愛着の持てる県土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「景観形成」とは、魅力ある景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、市町村との緊密な連携を図りながら、景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第 4 条 市町村は、県が実施する施策とあいまって、地域の特性に応じた景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、景観形成に自ら努め、地域における景観形成活動に参加するとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動の実施に当たり、景観形成のために必要な措置を講じ、地域における景観形成活動に参加するとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 県の景観形成施策

第 1 節 景観形成地域

(景観形成地域の指定)

第 7 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺地域のうち、県土の景観形成上特に必要と認められる地域を景観形成地域として指定することができる。

(1) 山、海岸、湖、島々等の豊かな自然を有する地域

(2) 歴史的文化的遺産を有する地域

- (3) 田園景観を有する地域
 - (4) 主要な道路又は河川に沿った地域
 - (5) 港湾又は空港地域
 - (6) その他知事が県土の景観形成上必要と認める地域
- 2 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供ししなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による公告を行うときは、あらかじめ、説明会の開催等指定の趣旨及び内容の周知に関し必要な措置を講じなければならない。
- 5 第3項の規定による公告があったときは、当該地域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、第3項の縦覧期間満了後、当該景観形成地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催することができる。
- 7 知事は、景観形成地域を指定するに当たっては、島根県景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、知事は、第5項の規定による意見書の提出があったとき、又は前項の規定による公聴会を開催したときは、その内容の要旨を島根県景観審議会に報告しなければならない。
- 8 知事は、景観形成地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 9 景観形成地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 10 第2項から前項までの規定は、景観形成地域の指定の解除及び区域の変更について準用する。
- (景観形成基本計画)
- 第8条 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、当該地域における景観形成に関する基本計画(以下「景観形成基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 景観形成基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 景観形成のための基本的な方針に関する事項
 - (2) 景観形成のための基準の策定の指針に関する事項
 - (3) 景観形成のための事業に関する基本的な事項
 - (4) その他景観形成に関し必要な事項
- 3 前条第2項から第9項までの規定は、景観形成基本計画の決定、廃止及び変更について準用する。
- (景観形成基準)
- 第9条 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、当該地域に係る景観形成基本計画に基づき、景観形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めなければならない。
- 2 景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項
 - (2) 木竹の伐採及び伐採跡地の緑化に関する事項
 - (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項
 - (4) 鉱物の掘採又は土石等の採取の際の遮へい及び事後の措置に関する事項
 - (5) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。)後の形状及び緑化に関する事項
 - (6) その他景観形成に関し必要な事項
- 3 第7条第2項から第9項までの規定は、景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。
- (景観形成基準の遵守)
- 第10条 景観形成地域内において次条第1項各号に掲げる行為をしようとする者(国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。)は、当該行為が景観形成基準に適合するよう努めなければならない。
- (行為の届出等)
- 第11条 景観形成地域内において次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵
 - (4) 鉱物の掘採又は土石等の採取
 - (5) 土地の区画形質の変更
- 2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定による指導又は助言に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前2項の規定による届出をしないで第1項各号に掲げる行為に着手した者に対し、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出るよう指導することができる。
- 4 知事は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告をすることができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- (適用除外)
- 第12条 前条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う行為
- (4) 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- (5) 法令に基づく事業で、景観形成のために必要な措置が講じられ得るものとして規則で定めるものの執行として行う行為
- (6) 専ら自己の居住の用に供する 1 戸建住宅の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
- (7) 景観形成地域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手している行為
- (8) その他知事が規則で定める行為

(指導等)

第 13 条 知事は、第 11 条第 1 項各号に掲げる行為(前条の規定の適用がある行為を除く。)をする者に対し、景観形成のために必要があると認めるときは、当該景観形成地域の景観形成基本計画及び景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

2 知事は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、景観形成のために特に必要があると認めるときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指導に従わない者から当該指導に従わない理由について意見を聴かなければならない。

4 知事は、第 2 項の規定により勧告しようとするときは、前項の規定により聴取した意見を島根県景観審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

5 知事は、第 2 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

第 2 節 大規模行為に関する景観形成

(大規模行為)

第 14 条 この節において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるもの(以下「大規模建築物等」という。)の新築、増築若しくは改築(増築後又は改築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)、移転若しくは撤去又は外観の変更

(2) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの

(3) 鉱物の掘採又は土石等の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法のり面若しくは擁壁を生ずるもの

(4) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法のり面若しくは擁壁を生ずるもの

(大規模行為景観形成基準)

第 15 条 知事は、大規模行為に関する景観形成のための基準(以下「大規模行為景観形成基準」という。)を定めなければならない。

2 大規模行為景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 大規模建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項

(2) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項

(3) 鉱物の掘採又は土石等の採取の際の遮へい及び事後の措置に関する事項

(4) 土地の区画形質の変更後の形状及び緑化に関する事項

(5) その他景観形成に関し必要な事項

3 第 7 条第 2 項から第 9 項までの規定は、大規模行為景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(大規模行為景観形成基準の遵守)

第 16 条 大規模行為をしようとする者(国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。)は、当該大規模行為が大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(大規模行為の届出等)

第 17 条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第 1 項の規定による指導又は助言に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 第 11 条第 3 項から第 5 項までの規定は、大規模行為をする者が、前 2 項の規定による届出をしないで大規模行為に着手した場合について準用する。

4 第 12 条(第 7 号を除く。)の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による届出をする場合について準用する。

(大規模行為の指導等)

第 18 条 知事は、大規模行為(前条第 4 項において準用する第 12 条の規定の適用がある行為を除く。)をする者に対し、景観形成のために必要があると認めるときは、大規模行為景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

2 第 13 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により指導する場合について準用する。

(適用除外)

第 19 条 この節の規定は、景観形成地域については、適用しない。

第 3 節 既存施設等に対する要請

第 20 条 知事は、景観形成地域において、当該景観形成地域の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物等、土地又は屋外において集積若しくは貯蔵された物品の所有者又は管理者に対して、当該景観形成地域の景観形成基本計画及び景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 知事は、景観形成地域以外の地域において、県土の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物等、土地又は屋外において集積若しくは貯蔵された物品の所有者又は管理者に対して、大規模行為景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第 4 節 公共事業等の実施に関する景観形成

第 21 条 知事は、公共事業等の実施に関する景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めなければならない。

2 知事は、公共事業等景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、島根県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 県は、公共事業等の実施に当たっては、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

4 知事は、国、県以外の地方公共団体その他規則で定める公共的団体に対し、公共事業等の実施に当たっては、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。

第 5 節 援助及び啓発

(市町村に対する援助)

第 22 条 県は、市町村が行う景観形成に関する基本計画等の策定及び景観形成に関する施策の実施に関し、必要な援助を行うことができる。

(平 12 条例 1・一部改正)

(県民等に対する援助)

第 23 条 県は、県民及び事業者が行う第 4 章に規定する景観形成活動その他の景観形成活動に関し、必要な援助を行うことができる。

(啓発)

第 24 条 県は、県民及び事業者に対し、県土の景観形成に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 県は、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定その他景観形成を図る上で活用できる制度について必要な啓発に努めるものとする。

(平 16 条例 53・一部改正)

第 3 章 削除

(平 12 条例 1)

第 25 条及び第 26 条 削除

(平 12 条例 1)

第 4 章 県民等の景観形成活動

(景観形成住民協定)

第 27 条 土地の所有者又は借地権者は、地域における景観形成を図るため、当該土地について一定の区域を定め、当該区域における景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称、目的及び対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩若しくは素材又は敷地の緑化に関する事項
- (3) 協定の有効期間に関する事項
- (4) 協定の廃止及び変更に関する事項
- (5) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要と認められる事項

3 市町村長は、第 1 項の規定により締結された協定が当該市町村における景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するよう知事に推薦することができる。

4 知事は、前項の規定により推薦された協定が県土の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、景観形成住民協定として認定するものとする。

5 知事は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

(平 12 条例 1・一部改正)

(特定事業者景観形成協定)

第 28 条 知事は、地域の景観形成を図る上で必要であると認めるときは、規則で定める面積を超える一団の土地を事業の用に供する事業者(以下「特定事業者」という。)に対し、当該土地の景観形成に関する協定(以下「特定事業者景観形成協定」という。)を締結するよう求めることができる。

2 特定事業者は、知事から特定事業者景観形成協定を締結するよう求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

3 特定事業者景観形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定事業者景観形成協定の名称、目的及び対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩若しくは素材又は敷地(駐車場を含む。)の緑化に関する事項
- (3) 特定事業者景観形成協定の有効期間に関する事項

- (4) 特定事業者景観形成協定の廃止及び変更の手続に関する事項
- (5) その他特定事業者景観形成協定の対象となる土地の景観形成に関し必要と認められる事項

4 知事は、特定事業者景観形成協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

(特定建築物景観保全協定)

第 29 条 知事は、地域の景観形成を図る上で必要があると認めるときは、景観形成上特に重要な建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者及び当該特定建築物に係る土地の所有者に対して、当該特定建築物に係る景観の保全に関する協定(以下「特定建築物景観保全協定」という。)を締結するよう求めることができる。

2 特定建築物の所有者及び当該特定建築物に係る土地の所有者は、知事から特定建築物景観保全協定を締結するよう求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

3 特定建築物景観保全協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 特定建築物景観保全協定の名称、目的並びに対象となる特定建築物及び土地の区域に関する事項

(2) 特定建築物に係る景観の保全及び利用に関する事項

(3) 特定建築物景観保全協定の有効期間に関する事項

(4) 特定建築物景観保全協定の廃止及び変更に関する事項

(5) その他特定建築物に係る景観の保全に関し必要と認められる事項

4 知事は、特定建築物景観保全協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

第 5 章 島根県景観審議会

(設置及び権限)

第 30 条 知事の附属機関として島根県景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第 31 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、景観形成に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

8 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(市町村条例との調整)

第 32 条 第 2 章第 2 節の規定と同等の内容を有する条例を制定している市町村の区域のうち、知事が別に指定する区域(以下「指定区域」という。)については、同節の規定は、適用しない。

2 知事は、指定区域を定めたときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 章の規定は公布の日から、第 17 条の規定は公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 4 年規則第 63 号で平成 4 年 8 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 第 17 条の規定の施行の際既に着手している第 14 条各号に掲げる行為については、第 17 条の規定は、適用しない。

附 則(平成 12 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 53 号)

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 109 号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 16 年 12 月 17 日)

参一 3 島根県屋外広告物条例

○島根県屋外広告物条例（H18. 4. 1～）

昭和 49 年 3 月 26 日
島根県条例第 21 号

（目的）

この条例は、屋外広告物法第 1 条（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（禁止地域等）

第 2 条次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は伝統的建造物群保存地区（知事が規則で定める区域を除く。）
- (2) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 74 条第 1 項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第 75 条第 1 項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域
- (3) 景観法第 76 条第 3 項に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域
- (4) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (5) 島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で知事が定める地域及び同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された地域
- (6) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号の規定により保安林として指定された森林が所在する地域で知事が定める区域
- (7) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園の区域及び同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域
- (8) 島根県立自然公園条例（昭和 36 年島根県条例第 11 号）第 4 条の規定により指定された県立自然公園の区域
- (9) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域
- (10) 島根県自然環境保全条例（昭和 48 年島根県条例第 24 号）第 16 条第 1 項の規定により指定された島根県自然環境保全地域
- (11) ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年島根県条例第 34 号）第 7 条第 1 項の規定により景観形成地域として指定された地域で知事が定める区域
- (12) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道の知事が定める区間
- (13) 道路又は鉄道に接続する地域で知事が定める区域
- (14) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が定める区域
- (15) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が定める区域
- (16) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

（禁止物件）

第 3 条次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 街路樹
- (3) 信号機及び道路標識
- (4) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (5) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 銅像、神仏像及び記念碑
- (7) 公衆便所
- (8) 公用又は公共用の石垣、擁壁及び防音壁
- (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

2 電柱、街灯柱その他の柱類で知事が定める地域に設置されるものには、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（許可地域等）

第 4 条第 2 条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（広告物景観形成地区）

第 4 条の 2 知事は、市町村長の申請に基づき、地域の環境と調和した広告物及び掲出物件により良好な景観の形

成を図ることが特に必要であると認める区域を、広告物景観形成地区として指定することができる。

2 前項の規定に基づき広告物景観形成地区の指定を申請する市町村長は、次に掲げる事項を定めた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 第5条第1項第4号、同条第2項第1号又は第9条第3号の規則で定める基準（以下この号、第4項、次条第2項第2号及び同条第4項において「規則で定める基準」という。）に代えて適用すべき基準（規則で定める基準を緩和しないものに限る。）に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、基本方針の施行に関し必要な事項

3 知事は、第1項の規定により広告物景観形成地区を指定しようとするときは、前項の基本方針に基づき当該広告物景観形成地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する前項第2号及び第3号に掲げる事項について定める広告物景観形成基準（以下「形成基準」という。）を定めるものとする。

4 前項の場合において、広告物景観形成地区において表示又は設置される広告物及び掲出物件に適用すべき規則で定める基準は、形成基準の定めるところによる。ただし、当該形成基準に定めのない部分については、この限りでない。

5 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、形成基準が、当該広告物景観形成地区が第1項の規定による指定を受けないものとした場合にその区域において適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限により緩和されることがとなったときは、その緩和されることがとなった部分についての当該形成基準の定めはないものとみなす。

6 知事は、市町村長の申請に基づき必要と認めるとき又は相当の事由があると認めるときは、広告物景観形成地区の指定を変更し、若しくは取り消し、又は形成基準を変更することができる。

7 知事は、広告物景観形成地区を指定し、若しくは当該指定を変更し、若しくは取り消したとき又は形成基準を定め、若しくは変更したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

（広告物活用地区）

第4条の3 知事は、市町村長の申請に基づき、第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所において、活力ある街並みを維持する上で広告物及び掲出物件が重要な役割を果たしているとする区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 前項の規定に基づき広告物活用地区の指定を申請する市町村長は、次に掲げる事項を定めた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する活用方針（以下「活用方針」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する活用構想

(2) 規則で定める基準に代えて適用すべき基準（規則で定める基準を緩和するものに限る。）

に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、活用方針の施行に関し必要な事項

3 知事は、第1項の規定により広告物活用地区を指定しようとするときは、前項の活用方針に基づき当該広告物活用地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する前項第2号及び第3号に掲げる事項について定める広告物活用基準（以下「活用基準」という。）を定めるものとする。

4 前項の場合において、広告物活用地区において表示又は設置される広告物及び掲出物件に適用すべき規則で定める基準は、活用基準の定めるところによる。ただし、当該活用基準に定めのない部分については、この限りでない。

5 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、活用基準が、当該広告物活用地区が第1項の規定による指定を受けないものとした場合にその区域において適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限より緩和されないこととなったときは、その緩和されないこととなった部分についての当該活用基準の定めはないものとみなす。

6 知事は、市町村長の申請に基づき必要と認めるとき又は相当の事由があると認めるときは、広告物活用地区の指定を変更し、若しくは取り消し、又は活用基準を変更することができる。

7 知事は、広告物活用地区を指定し、若しくは当該指定を変更し、若しくは取り消したとき又は活用基準を定め、若しくは変更したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

（広告物協定）

第4条の4 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者又は地上権若しくは賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の良好な景観の形成を図るため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）

(2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関し必要な事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けるものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的な支援等を行うよう努めるものとする。

5 知事は、当該認定をした広告物協定に係る広告物協定地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区における良好な景観の形成を図るために必要な指導又は助言をすることができる。

6 当該認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定の効力が及ばないものは、その認定後いつでも、知事に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

7 知事は、相当の事由があると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

8 広告物協定に係る土地所有者等は、当該認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けるものとする。

(適用除外)

第5条次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために表示する広告物又はこれの掲出物件

(4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条及び第4条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所若しくは営業所に表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

(2) 電車又は自動車に表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

(3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県の区域内に存するものに当該他の都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という）又は同法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の屋外広告物の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物又はこれの掲出物件

(4) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）又は船舶に表示する広告物又はこれの掲出物件

(5) 一時的又は仮設的な広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

(6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

3 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。

4 公益上必要な施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名又は屋号を表示する場合においては、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(経過措置)

第6条第2条から第4条まで又は第4条の2第1項の規定により新たに禁止地域等、禁止物件、許可地域等又は広告物景観形成地区が定められ、又は指定された際、当該定められ、又は指定された地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該定められ、又は指定され、又は指定された日から5年を超えない範囲内で規則で定める期間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間）は、第2条から第4条までの規定は適用しない。この期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(許可の条件等)

第7条知事は、第4条又は第5条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内で規則で定める。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第8条第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第9条この条例の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置の許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであること。

(2) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

(3) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法が規則で定める基準に適合するものであること。

(許可の表示)

第10条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める事項を記載しなければならない。ただし、許可証票を添付し、又は許可証印を受けたものについては、この限りでない。

(禁止広告物)

第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料がはがれたもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(管理者の設置等)

第11条の2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者（以下「設置者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件に関し、補修その他必要な管理を怠らないことにより良好な状態を保持しなければならない。

(除却義務)

第12条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、若しくは第14条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第6条に規定する広告物又は掲出物件について同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(措置命令等)

第13条 知事は、第11条又は第11条の2第2項の規定に違反した設置者等に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第2条から第4条まで若しくは前条第1項の規定に違反し、又は前項の規定による知事の命令に違反した設置者等に対し、当該広告物又は掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において設置者等を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間）、庁舎前の公衆の見やすい場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第13条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第13条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第13条の5 知事は、法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約の方法により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第13条の6 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物7日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件6月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件2週間
(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第13条の7 知事は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（許可の取消し）

第14条知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第13条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

第15条削除

（処分、手続等の効力の承継）

第16条設置者等について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となった者がしたものみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となった者に対してしたものみなす。

（届出）

第17条この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可を受けた者は、第11条の2第1項の規定により当該許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る設置者等に変更があったときは、新たに当該設置者等となった者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る設置者等がその氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（屋外広告業の登録）

第18条島根県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第18条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 島根県の区域内において営業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 営業所ごとに選任される業務主任者（第20条第1項に規定する業務主任者をいう。第18条の4第1項において同じ。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第18条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第18条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第18条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は第18条の2第1項の申請書若しくは同

条第2項に規定する添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第21条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第18条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第21条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第21条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第18条の5 屋外広告業者は、第18条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、その届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第18条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第18条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第18条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合その清算人
- (5) 島根県の区域内において屋外広告業を廃止した場合屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。（登録の抹消）

第18条の8 知事は、第18条第3項の更新の登録をしなかったとき、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第21条の2第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（講習会の開催）

第19条知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

（業務主任者の選任）

第20条屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第20条の3に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第20条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称

又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 20 条の 3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第 21 条知事は、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第 21 条の 2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第 18 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第 18 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第 18 条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第 21 条の 3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第 21 条の 4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他の営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第 22 条次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第 18 条第 1 項の規定により登録を受けようとする者申請 1 件につき 10,000 円

(2) 第 18 条第 3 項の規定により更新の登録を受けようとする者申請 1 件につき 10,000 円

(3) 第 19 条の講習会を受けようとする者 1 件につき 3,910 円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(委任)

第 23 条この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 24 条次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第 18 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者

(3) 第 21 条の 2 第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 25 条第 13 条第 2 項の規定による知事の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 2 条から第 4 条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第 8 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

(3) 第 12 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

(4) 第 13 条第 1 項の規定による知事の命令に違反した者

(5) 第 18 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第 20 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第 27 条次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 21 条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第 21 条の 4 第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 28 条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 24 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

(過料)

第 29 条次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 18 条の 7 第 1 項の規定による届出を怠った者

(2) 第 20 条の 2 の規定による標識を掲げない者

(3) 第 20 条の 3 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第 18 条第 1 項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から 6 月を経過する日までの間（この期間内にこの条例による改正後の島根県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 18 条の 4 第 1 項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 20 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第 20 条第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 [略]

参一 4 景観法（概要）

景観法の概要

平成17年9月
国土交通省都市・地域整備局
都市計画課

景観法の必要性

国は、これまで、既に良好な景観が形成されている地区、古都や文化財といった特別な地区、地域の一定の合意に基づく地区等について、形態意匠の規制を行うことができる仕組みを推進

- 大正8年都市計画法制定に伴う「風致地区」、「美観地区」制度創設
- 昭和41年「歴史的風土保存区域」、「歴史的風土特別保存地区」制度創設
- 昭和50年「伝統的建造物群保存地区」制度創設(文化財保護法)
- 昭和55年「地区計画」制度創設

今までの取組

- 500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

今までの取組の限界

- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」
(平成15年7月国土交通省)

「観光立国行動計画」
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

全国景観会議や景観形成推進協議会等による
要望

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

必 要 性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
 - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
 - ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
 - ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要

2

景観法の対象地域のイメージ



6

基本理念

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等

人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないこと

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

画一的な整備を行うのではなく

良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等

7

景観行政団体

景観行政を一元化し、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるように措置

「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体
政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、
その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

【運用指針】

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係
地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効

基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

これまで、実態として都道府県、市町村がそれぞれに取組を推進
市町村の体制等が十分でない場合もある

都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととした

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

- 都道府県との協議・同意
- 景観行政団体となる日の30日前までに公示（法第7条7項）

<公示する事項>

- ・景観行政団体になる旨
- ・景観行政団体になる日

9

総合性の確保と関連する制度との連携

景観法の諸制度や都市計画等を一体的に検討して、総合的な施策の推進を図ることが望ましい

一体的に検討することが必要な関連する施策

都市計画

- 高度地区、風致地区、地区計画等の都市計画手法の積極的な活用

景観計画等景観法に基づく措置との互いに補完や役割分担

建築基準

- 建築条例、総合設計、一団地認定、連担建築物設計制度適用に当たっての景観上の配慮等

建築基準法に基づく各種規制誘導措置との連携

屋外広告物

- 景観の阻害要因となりうる屋外広告物の規制誘導

屋外広告物行政との連携

緑地関係

- 重要な景観資源である緑地や樹木の保全、都市緑化の推進

緑関係行政との連携

公共施設

- 公共施設は景観上重要な要素の一つ

景観計画への位置付けによる公共施設担当部局との連携

文化的景観

- 景観計画区域又は景観地区内から重要な文化的景観を選定

文化財保護行政との連携

12

行為規制と支援の仕組み



13

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能

また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

土地に関し権利を有する者が、**自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面**

（※原則として縮尺2,500分の1程度）

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効

14

届出対象行為 景観形成基準

具体的な届出対象について、景観行政団体が必要に応じて追加して選択することも、適用除外を設けることも可能

【必須届出対象行為】

- 一 建築物の建築等
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

法第16条第7項第11号の条例により、適用除外が可能

条例に位置づける際に、対象を絞ることが可能

【選択可能な届出対象行為】

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明
- 七 火入れ

それぞれの届出対象行為ごとに行為の制限(景観形成基準)を定める

【次に掲げる制限のうち必要なものを選択】

- ・建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・その他法第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

「敷地の緑化」など地域の特性に応じた工夫も可能

景観計画区域を区分して定めることも、行為の規模や類型ごとに異なる基準とすることも可能

【制限を定める場合の基準】(抄)

・建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるよう定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。

例えば、通常、人が利用できなくなるような建築物の形態を定めたり、工作物の機能を発揮できない形態を定めることにより結果的に工作物の建設ができなくなる等の過度の制限

20

景観計画と景観地区の比較

届出・勧告による緩やかな規制誘導を行いたい

より積極的に、良好な景観形成を誘導していきたい

景観計画区域

必要な場合には、条例で定めた一定の事項について変更命令可能

地域内で、基準や届出対象行為をいくつかに分けて定めることも可能

具体的な基準や届出対象行為については、景観行政団体が条例で定める

景観計画で区域を定める

景観地区

建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について景観認定制度を導入

数字で分かる事柄(建築物の高さや壁面の位置、敷地面積の最低限度)については建築確認で担保

この他、土地の形質の変更など必要な規制を条例で定めて行うことが可能

都市計画・準都市計画区域内では都市計画、それ以外では準ずる手続き(準景観地区)

22

景観地区

目的・効果

- 「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区
- 都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、大幅に発展、拡充
- 既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこうとする地区について、幅広く活用可能
- 建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能

規制の対象

- 「市街地の良好な景観の形成」とは、建築物のみを対象としているのではなく、建築物とその他の人工的要素や自然的要素が一体となって醸し出されるもの
- このため、地区の様々な構成要素を勘案して、総合的かつ横断的に必要な規制を定めることが必要

<構成要素ごとの考え方>

- ・建築物は市街地内に必ず存在 = 地区内の景観を構成する主要な要素
⇒良好な景観の形成に必要不可欠な「形態意匠の制限」を必須事項とする
- ・工作物は、景観地区の地域特性や目標とする景観像に応じて、景観の構成要素としての重みが異なる
⇒必要な場合に、条例で選択できる仕組み
- ・開発行為等の行為制限は、景観地区ごとの地形上の特性、自然的要素や目標とする景観像により必要性が異なる
⇒必要な場合に、条例で選択できる仕組み

準景観地区

「良好な景観の保全」を目的として都市計画区域等外であっても景観地区に準じた規制が可能

- 都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域で、相当数(複数以上)の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域を対象として、市町村が指定

良好な景観を積極的に保全していくことが必要な、観光地、別荘地、温泉地、門前町、農山漁村集落等の地域の個性豊かな景観が形成されている地域が全国に多様に存在
これらの地域における景観を維持・増進していく必要

○準景観地区の仕組み

- 市町村による区域の案の公告、縦覧を経て市町村の公告により定める
当該準景観地区の区域の案(当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添付)について
当該公告から2週間公衆の縦覧
住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することが可能
- 具体的な制限については、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて、市町村が条例で必要な規制を定める
 - ・建築物の形態意匠の制限(必須事項)
 - ・工作物の形態意匠の制限、工作物の高さの最高限度又は最低限度、条例壁面後退区域における工作物の設置の制限(選択事項)
 - ・開発行為その他の行為制限(選択事項)
 - ・建築物の高さ、壁面の位置その他の建築物の構造又は敷地に関して必要な制限(選択事項 建築基準法第68条の9第2項の規定に基づく条例)
 - ・規制の担保措置(認定、許可)、違反の是正措置等も条例に定める

景観地区の内容

○都市計画で定める事項

○種類 ○位置 ○区域 ○面積 ○名称	必須事項	}	都市計画法 第8条第3項 第1号及び第3号
○建築物の形態意匠の制限			
○建築物の高さの最高限度又は最低限度 ○壁面の位置の制限 ○建築物の敷地面積の最低限度	選択事項	}	景観法 第61条第2項

○条例で定める事項

○工作物の形態意匠の制限 ○工作物の高さの最高限度又は最低限度 ○壁面後退区域における工作物の設置の制限	選択事項	}	景観法 第72条第1項
○開発行為その他政令で定める行為の規制 (土地の形質変更、木竹の伐採 等)			
		}	景観法 第73条第1項